

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<p><b>第 1 章 総則</b>  <b>第 1 節 計画の目的</b>  この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「<u>災対法</u>」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「<u>原災法</u>」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設、<u>原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設等</u>（保安規定を定める施設）の運転、事業所外運搬（以下「<u>運搬</u>」という。))により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることにより発生する原子力災害の事前対策並びに発生時の緊急事態応急対策及び中長期対策について、県、米子市・境港市・三朝町（以下「<u>関係周辺市町</u>」という。）、その他県内市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行（<u>自然災害、大規模事故、国民保護事案等が複合的に発生した場合の対策は、これらの災害等に係る計画による対策も含めて現計画を臨機応変に修正して行う。</u>）によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p><b>第 2 節～第 4 節</b>  略</p> <p><b>第 5 節 計画の基礎とすべき災害の想定</b>  <b>1. 鳥取県に影響する原子力施設</b>  原子力災害対策指針に基づき対策を行う施設及び位置は次のとおりである。  なお、島根原子力発電所 1 号機については、平成 27 年 4 月 30 日に営業運転を終了し、平成 29 年 4 月 19 日に国の認可を受けた廃止措置計画に基づき廃止措置が行われており、併せて、平成 30 年 2 月 15 日に原子力規制委員会から照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものである旨の告示（<u>以下「<u>冷却告示</u>」</u>という。）がなされているが、使用済燃料が原子炉建物内に貯蔵されること等から、原子力災害対策及び廃止措置中の安全確保について、継続した対応が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中国電力株式会社島根原子力発電所（島根県松江市鹿島町片句 654-1）</li> <li>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1550）</li> <li>・図 1-1 「島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターの位置図」</li> </ul> <p><b>2. 島根原子力発電所（原子炉施設）で想定される放出形態</b>  原子炉施設においては、放射能を封じ込める多重の物理的防護壁が設けられ</p>	<p><b>第 1 章 総則</b>  <b>第 1 節 計画の目的</b>  この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「<u>災対法</u>」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「<u>原災法</u>」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（<u>原子炉</u>、加工施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転、事業所外運搬（以下「<u>運搬</u>」という。))により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることにより発生する原子力災害の事前対策並びに発生時の緊急事態応急対策及び中長期対策について、県、米子市・境港市・三朝町（以下「<u>関係周辺市町</u>」という。）、その他県内市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p><b>第 2 節～第 4 節</b>  略</p> <p><b>第 5 節 計画の基礎とすべき災害の想定</b>  <b>1. 鳥取県に影響する原子力施設</b>  原子力災害対策指針に基づき対策を行う施設及び位置は次のとおりである。  なお、島根原子力発電所 1 号機については、平成 27 年 4 月 30 日に営業運転を終了し、平成 29 年 4 月 19 日に国の認可を受けた廃止措置計画に基づき廃止措置が行われており、併せて、平成 30 年 2 月 15 日に原子力規制委員会から照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものである旨の告示がなされているが、使用済燃料が原子炉建物内に貯蔵されること等から、原子力災害対策及び廃止措置中の安全確保について、継続した対応が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中国電力株式会社島根原子力発電所（島根県松江市鹿島町片句 654-1）</li> <li>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1550）</li> <li>・図 1-1 「島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターの位置図」</li> </ul> <p><b>2. 島根原子力発電所（原子炉施設）で想定される放出形態</b>  原子炉施設においては、放射能を封じ込める多重の物理的防護壁が設けられ</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成31年3月11日

修正案（平成31年3月）	修正前（平成30年3月）	備考
<p>ているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や<u>流れ</u>等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。</p> <p>なお、島根原子力発電所1号機については、廃止措置（第1段階）中であり、放射性物質の放出を伴う事故としては、使用済み燃料貯蔵設備（燃料プール）内での燃料集合体の落下により、燃料棒が破損し、燃料棒内に存在する核分裂生成物が大気中に放出される場合を想定し、周辺公衆の受ける実効線量は0.00049ミリシーベルトと評価されている。</p> <p><u>また、3号機については建設中であり、放射性物質の放出を伴う事故は想定されない。</u></p> <p><b>3. 人形峠環境技術センター（核燃料施設）で想定される放出形態</b></p> <p>(1) 火災等による核燃料物質の放出</p> <p>火災、爆発、設備の破損等によって六フッ化ウランが漏えいした場合、大気中でエアロゾル形態のフッ化ウラニルと気体のフッ化水素が生成されるが、施設から放出される前にフィルタ等により大部分が除去される。施設・設備の破損等によりフィルタを<u>通らずに施設から</u>放出された場合は、粒子状のもの<u>であるため</u>、気体状の物質に比べ早く沈降すると考えられる。</p> <p>なお、フッ化水素については、大気中に拡散・移流していくが、人の組織等に対する影響を有していること等から、人への化学的影響について、留意しなければならない。</p> <p>(2) 臨界事故による放射性物質又は放射線の放出</p> <p><u>施設では臨界事故の発生を防止するため、厳重な臨界管理が実施されているが、万一、</u>臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物（クリプトン、キセノン等の放射性希ガス、放射性ヨウ素等）の放出に</p>	<p>ているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や<u>瓦礫</u>等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。</p> <p>なお、島根原子力発電所1号機については、廃止措置（第1段階）中であり、放射性物質の放出を伴う事故としては、使用済み燃料貯蔵設備（燃料プール）内での燃料集合体の落下により、燃料棒が破損し、燃料棒内に存在する核分裂生成物が大気中に放出される場合を想定し、周辺公衆の受ける実効線量は0.00049ミリシーベルトと評価されている。</p> <p><b>3. 人形峠環境技術センター（核燃料施設）で想定される放出形態</b></p> <p>(1) 火災等による核燃料物質の放出</p> <p>火災、爆発、設備の破損等によって六フッ化ウラン<u>等</u>が漏えいした場合、大気中でエアロゾル形態のフッ化ウラニルと気体のフッ化水素が生成されるが、施設から放出される前にフィルタ<u>等</u>により大部分が除去される。施設・設備の破損等によりフィルタ<u>を</u>通らずに放出された場合は、粒子状のもの<u>が多いとみられ</u>、気体状の物質に比べ早く沈降すると考えられる。</p> <p>なお、フッ化水素については、大気中に拡散・移流していくが、人の組織等に対する影響を有していること等から、人への化学的影響について、留意しなければならない。</p> <p>(2) 臨界事故による放射性物質又は放射線の放出</p> <p>臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物（クリプトン、キセノン等の放射性希ガス、放射性ヨウ素等）の放出に加え、<u>反応によって</u>中性子線及びガンマ線等が発生する。施設から直接放出される中性</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<p>加え、中性子線及びガンマ線等が発生する。施設から直接放出される中性子線及びガンマ線等の放射線量は、施設からの距離のほぼ二乗に反比例して減衰するため、その影響は近距離に限定される。</p> <p>なお、<u>施設外</u>に想定される事故によって放出された放射性物質は、プルームとなって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるに従って拡散により濃度は低くなる。</p> <p><b>第 6 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 島根原子力発電所の場合</p> <p>原子力災害対策指針の緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）の考え方を踏まえ、島根原子力発電所において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、原子力施設から概ね 3.0km とする。</p> <p><u>なお、島根原子力発電所 1 号機については、冷却告示に伴い、原子力災害対策重点区域の範囲が原子力施設からおおむね半径 5 km を目安として設定されており、当該原子力災害対策重点区域の全てが UPZ とされている。</u></p> <p><u>お</u>って、UPZ 外においては、事態の進展等に応じ、UPZ と同様に必要な防護措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表 1 「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（島根原子力発電所）」</li> <li>・図 1-2 「同上」</li> </ul> <p>3. 人形峠環境技術センターの場合</p> <p>略</p> <p><b>第 7 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</b></p> <p>1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL : Emergency Action Level）</p> <p>原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <p>① 緊急事態区分</p>	<p>子線及びガンマ線等の放射線量は、施設からの距離のほぼ二乗に反比例して減衰するため、その影響は近距離に限定される。</p> <p>なお、<u>想定される事故によって</u>放出された放射性物質は、プルームとなって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるに従って拡散により濃度は低くなる。</p> <p><b>第 6 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 島根原子力発電所の場合</p> <p>原子力災害対策指針の緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）の考え方を踏まえ、島根原子力発電所において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、原子力施設から概ね 3.0km とする。</p> <p>なお、UPZ 外においては、事態の進展等に応じ、UPZ と同様に必要な防護措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表 1 「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（島根原子力発電所）」</li> <li>・図 1-2 「同上」</li> </ul> <p>3. 人形峠環境技術センター（核燃料施設）で想定される放出形態</p> <p>略</p> <p><b>第 7 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</b></p> <p>1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL : Emergency Action Level）</p> <p>原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <p>① 緊急事態区分</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<p>・情報収集事態 鳥根県松江市、岡山県鏡野町、鳥取県三朝町のいずれかで震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した事態（鳥根県松江市、岡山県鏡野町、鳥取県三朝町の震度が発表されない場合は、近傍の市町の震度を用いる）。 その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合。</p> <p>・警戒事態（EAL1） <u>EAL（AL）:Emergency Action Level（Alert）</u></p> <p>・施設敷地緊急事態（EAL2） <u>EAL（SE）:Emergency Action Level（Site area Emergency）</u></p> <p>・全面緊急事態（EAL3） <u>EAL（GE）:Emergency Action Level（General Emergency）</u></p> <p>② 緊急事態区分における防護措置 緊急事態の初期対応段階においては、緊急事態区分に基づき、防護措置を実行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別添 1 「原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等」</li> <li>別添 2 「防護措置実施のフロー図」</li> <li>別添 3 「鳥根原子力発電所及び人形峠環境技術センターに係る各緊急事態区分を判断する EAL」</li> </ul> <p>(2) 鳥根原子力発電所の場合 UPZ においては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。<u>（1号機については、冷却告示によりUPZが5kmであることから、UPZ外として、防護措置や協力などが必要と判断された場合において、プラントの状況変化に応じて段階的に防護措置を実施する。）</u></p> <p>なお、UPZ外においても、事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施する。</p> <p>(3) 人形峠環境技術センターの場合</p> <p>県は、施設敷地内で防護措置が必要となるような事象の発生に備え、国、原子力事業者等の関係機関との情報連絡、住民等への迅速な情報提供、緊急時モ</p>	<p>・情報収集事態 鳥根県松江市、岡山県鏡野町、鳥取県三朝町のいずれかで震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した事態（鳥根県松江市、岡山県鏡野町、鳥取県三朝町の震度が発表されない場合は、近傍の市町の震度を用いる）。 その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合。</p> <p>・警戒事態（EAL1）</p> <p>・施設敷地緊急事態（EAL2）</p> <p>・全面緊急事態（EAL3）</p> <p>② 緊急事態区分における防護措置 緊急事態の初期対応段階においては、緊急事態区分に基づき、防護措置を実行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別添 1 「原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等」</li> <li>別添 2 「防護措置実施のフロー図」</li> <li>別添 3 「鳥根原子力発電所及び人形峠環境技術センターに係る各緊急事態区分を判断する EAL」</li> </ul> <p>(2) 鳥根原子力発電所の場合 UPZ においては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。<u>（国から廃止措置の認可を受け、かつ、照射済み燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てがUPZとされている。）</u></p> <p>なお、UPZ外においても、事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施する。</p> <p>(3) 人形峠環境技術センターの場合 <u>全面緊急事態となった際には、原災法第15条に基づいて内閣総理大臣から指示された緊急事態応急対策に関する事項に従い、防護措置を実施することとする。</u> <u>また、</u>県は、施設敷地内で防護措置が必要となるような事象の発生に備え、国、原子力事業者等の関係機関との情報連絡、住民等への迅速な情報提供、緊</p>	



## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考																																
<p>モニタリング等の施設周辺地域における対応に係る体制を平時から構築しておくものとする。</p> <p><u>緊急事態においては、緊急時モニタリングを実施するとともに、緊急事態の区分に応じて必要となる防護措置を判断して実施する。</u></p> <p>2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施</p> <p>放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。</p> <p>・別添4「OILと防護措置について」</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>急時モニタリング等の施設周辺地域における対応に係る体制を平時から構築しておくものとする。</p> <p>2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施</p> <p><u>(1) 島根原子力発電所の場合</u></p> <p>放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。</p> <p>・別添4「OILと防護措置について」</p> <p><u>(2) 人形峠環境技術センターの場合</u></p> <p><u>放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時モニタリングの実施等、原子力災害対策指針を踏まえて必要な防護措置を実施する。</u></p>																																	
<p>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p>	<p>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>連絡窓口</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県</td> <td>原子力安全対策課</td> <td>1～10 略 11 県災害対策本部及びその下部組織である部（モニタリング本部、<u>保健医療福祉</u>対策本部、避難行動要支援者避難支援センター（以下「避難支援センター」という。）の設置並びに運営） 12～27 略</td> </tr> <tr> <td>県警察本部</td> <td>警備第二課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>米子市</td> <td>防災安全課</td> <td rowspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>境港市</td> <td>自治防災課 危機管理室</td> </tr> <tr> <td>三朝町</td> <td><u>総務課</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱	鳥取県	原子力安全対策課	1～10 略 11 県災害対策本部及びその下部組織である部（モニタリング本部、 <u>保健医療福祉</u> 対策本部、避難行動要支援者避難支援センター（以下「避難支援センター」という。）の設置並びに運営） 12～27 略	県警察本部	警備第二課	略	米子市	防災安全課	略	境港市	自治防災課 危機管理室	三朝町	<u>総務課</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>連絡窓口</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県</td> <td>原子力安全対策課</td> <td>1～10 略 11 県災害対策本部及びその下部組織である部（モニタリング本部、<u>医療救護</u>対策本部、避難行動要支援者避難支援センター（以下「避難支援センター」という。）の設置並びに運営） 12～27 略</td> </tr> <tr> <td>県警察本部</td> <td>警備第二課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>米子市</td> <td>防災安全課</td> <td rowspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>境港市</td> <td>自治防災課 危機管理室</td> </tr> <tr> <td>三朝町</td> <td><u>危機管理課</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱	鳥取県	原子力安全対策課	1～10 略 11 県災害対策本部及びその下部組織である部（モニタリング本部、 <u>医療救護</u> 対策本部、避難行動要支援者避難支援センター（以下「避難支援センター」という。）の設置並びに運営） 12～27 略	県警察本部	警備第二課	略	米子市	防災安全課	略	境港市	自治防災課 危機管理室	三朝町	<u>危機管理課</u>	
機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱																																
鳥取県	原子力安全対策課	1～10 略 11 県災害対策本部及びその下部組織である部（モニタリング本部、 <u>保健医療福祉</u> 対策本部、避難行動要支援者避難支援センター（以下「避難支援センター」という。）の設置並びに運営） 12～27 略																																
県警察本部	警備第二課	略																																
米子市	防災安全課	略																																
境港市	自治防災課 危機管理室																																	
三朝町	<u>総務課</u>																																	
機関名	連絡窓口		処理すべき事務又は業務の大綱																															
鳥取県	原子力安全対策課	1～10 略 11 県災害対策本部及びその下部組織である部（モニタリング本部、 <u>医療救護</u> 対策本部、避難行動要支援者避難支援センター（以下「避難支援センター」という。）の設置並びに運営） 12～27 略																																
県警察本部	警備第二課	略																																
米子市	防災安全課	略																																
境港市	自治防災課 危機管理室																																	
三朝町	<u>危機管理課</u>																																	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）			修正前（平成 30 年 3 月）			備考	
その他県内市町村	防災担当課	略	その他県内市町村	防災担当課	略		
各消防局	警防課	1、2 略 3 <u>保健医療福祉</u> 対策本部の支援 4、5 略	各消防局	警防課	1、2 略 3 <u>医療救護</u> 対策本部の支援 4、5 略		
境港管理組合	—	略	境港管理組合	—	略		
指定 地方 行政 機関	中国運輸局	鳥取運輸支局	指定 地方 行政 機関	中国運輸局	鳥取運輸支局 <u>本庁舎、境庁舎</u>	1 <u>自動車運送業者に対する運送命令</u> 2 <u>船舶運航業者に対する運航命令</u>	
自衛隊	陸上自衛隊中部方面総監部	防衛部防衛課第 8 普通科連隊（米子） <u>中部方面ヘリコプター隊第 3 飛行隊（境港）</u>	自衛隊	陸上自衛隊中部方面総監部	防衛部防衛課第 8 普通科連隊（米子）	1～2 略	
指定 公共 機関	中国電力（株）	島根原子力本部 鳥取支社	指定 公共 機関	中国電力（株）	島根原子力本部 鳥取支社	1～9 略 10 県、米子市、境港市の実施する原子力防災対策に関する積極的な <u>全面</u> 協力 11～12 略	
	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	<u>核燃料・バックエンド</u> 研究開発部門 人形峠環境技術センター		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	バックエンド研究開発部門人形峠環境技術センター	1 <u>原子力事業所</u> の安全性の確保、防災体制の整備、災害予防 2～9 略 10 県、三朝町の実施する原子力防災対策に関する積極的な <u>全面</u> 協力 11～12 略	
	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	放射線医学総合研究所		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	放射線医学総合研究所	1 原子力災害医療	
	原子力災害医療協	<u>別記のとおり</u>		原子力災害医療協			

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 11 日

修正案（平成 31 年 3 月）				修正前（平成 30 年 3 月）				備考
指定 地方 公共 機関	力機関 (公社) 鳥取県 医師会	事務局	1 災害時における医療救護の実施 2 <u>保健医療福祉</u> 対策本部の支援	指定 地方 公共 機関	力機関 (公社) 鳥取県 医師会	事務局	1 災害時における医療救護の実施 2 <u>医療救護</u> 対策本部の支援	
その 他 公 的 団 体 及 び 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	鳥取県社 会福祉施 設経営者 協議会 鳥取県老 人福祉施 設協議会 鳥取県老 人保健施 設協会 鳥取県児 童福祉入 所施設協 議会		1 <u>避難行動要支援</u> の輸送、避難受入に ついての協力 2 略	その 他 公 的 団 体 及 び 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	鳥取県社 会福祉施 設経営者 協議会 鳥取県老 人福祉施 設協議会 鳥取県老 人保健施 設協会 鳥取県児 童福祉入 所施設協 議会		1 <u>要配慮者</u> の輸送、避難受入につい ての協力 2 略	
<p>【別記】原子力災害医療協力機関</p> <p><u>西部：済生会境港総合病院、博愛病院、山陰労災病院、米子医療センター、西伯病院、日野病院、日南病院</u></p> <p><u>中部：鳥取県立厚生病院、野島病院、清水病院</u></p> <p><u>東部：鳥取赤十字病院、鳥取市立病院、岩美病院、智頭病院</u></p>								

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成31年3月11日

修正案（平成31年3月）	修正前（平成30年3月）	備考
<p><b>第2章 原子力災害事前対策</b></p> <p><b>第1節 基本方針</b> 本章は、原災法及び被災法等に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。</p> <p><b>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</b> (1)～(5) 略 <u>(6) 県は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書（以下「環境保全協定」という。）第8条に基づき、各年度の事業計画等、原子力事業者から適切に報告を受けるものとする。</u></p> <p><b>第3節 報告の徴収と立入検査等</b> (1) 略 (2) 立入検査の実施 ①～④ 略 ⑤ <u>関係周辺市</u>は、県が島根原子力発電所に立入検査を行う場合において、その職員を安全協定第11条第1項の現地確認（以下「現地確認」という。）として同行させることができるものとする。</p> <p>(3) 現地確認の実施 ① 県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、<u>関係周辺市町</u>と安全協定 <u>又は環境保全協定</u>に基づき、現地確認を行うものとする。 この際、県は、その他県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。 ② 県は、現地確認の結果、周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、原子力事業者に対して対応を求めるものとする。 ③ 県は、現地確認等実施後に、結果を取りまとめ公表するものとする。</p> <p><b>第4節～第5節 略</b></p> <p><b>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</b> <b>1 情報の収集・連絡体制の整備</b> (1) 略 (2) 機動的な情報収集体制 県は、機動的な情報収集活動を行うため、国、関係周辺市町、所在県、所</p>	<p><b>第2章 原子力災害事前対策</b></p> <p><b>第1節 基本方針</b> 本章は、原災法及び被災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。</p> <p><b>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</b> (1)～(5) 略</p> <p><b>第3節 報告の徴収と立入検査等</b> (1) 略 (2) 立入検査の実施 ①～④ 略 ⑤ <u>米子市及び境港市</u>は、県が島根原子力発電所に立入検査を行う場合において、その職員を安全協定第11条第1項の現地確認（以下「現地確認」という。）として同行させることができるものとする。</p> <p>(3) 現地確認等の実施 ① 県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、関係周辺市と安全協定に基づき、現地確認を行うものとする。 <u>これら</u>の際、県は、その他県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。 ② 県は、<u>現地確認等</u>の結果、周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、原子力事業者に対して対応を求めるものとする。 ③ 県は、<u>現地確認等</u>実施後に、結果を取りまとめ公表するものとする。</p> <p><b>第4節～第5節 略</b></p> <p><b>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</b> <b>1 情報の収集・連絡体制の整備</b> (1) 略 (2) 機動的な情報収集体制 県は、機動的な情報収集活動を行うため、国、関係周辺市町、所在県、所</p>	



## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<p>在市町及び所在周辺市と協力し、必要に応じて、ヘリコプター、車両、<u>小型無人飛行機（ドローン）</u>等多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 移動通信系等の活用体制</p> <p>県は、関係機関と連携し、移動系防災行政無線（車載型、携帯型）、携帯電話、衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。</p> <p><u>また、県が整備する防災映像配信システムを活用する等して関係機関との情報共有体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>2. 情報の分析整理</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p> <p>&lt;整備を行うべき資料&gt;</p> <p>① 略</p> <p>② 社会環境に関する資料</p> <p>ア 略</p> <p>イ 種々の<u>縮尺</u>の周辺地図</p> <p>ウ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別。<u>避難行動要支援者要配慮者</u>の概要、統計的な観光客数等季節的な人口移動に関する資料を含む。）</p> <p>エ～キ 略</p> <p>③ <u>防護措置の判断</u>に関する資料</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 線量推定計算（<u>放射線の影響予測</u>）に関する資料</p> <p>エ～カ 略</p> <p>④～⑤ 略</p> <p>⑥ 避難に関する資料</p> <p>ア <u>市避難誘導要領（避難経路、誘導員の配置、道路標示版等を活用した情報提供等）</u></p> <p><u>イ</u> 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）</p> <p><u>ウ</u> 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）</p> <p><u>エ</u> 避難経路図（避難所の基本情報及び周辺生活情報を含む）</p>	<p>在市町及び所在周辺市と協力し、必要に応じて、ヘリコプター、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 移動通信系の活用体制</p> <p>県は、関係機関と連携し、移動系防災行政無線（車載型、携帯型）、携帯電話、衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。</p> <p>2. 情報の分析整理</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p> <p>&lt;整備を行うべき資料&gt;</p> <p>① 略</p> <p>② 社会環境に関する資料</p> <p>ア 略</p> <p>イ 種々の<u>尺度</u>の周辺地図</p> <p>ウ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別。<u>要配慮者</u>の概要、統計的な観光客数等季節的な人口移動に関する資料を含む。）</p> <p>エ～キ 略</p> <p>③ <u>放射性物質及び放射線の影響予測</u>に関する資料</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 線量推定計算に関する資料</p> <p>エ～カ 略</p> <p>④～⑤ 略</p> <p>⑥ 避難に関する資料</p> <p><u>ア</u> 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）</p> <p><u>イ</u> 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）</p> <p><u>ウ</u> 避難経路図（避難所の基本情報及び周辺生活情報を含む）</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成31年3月11日

修正案（平成31年3月）	修正前（平成30年3月）	備考
<p>3～5 略</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制等        県は、<u>国から要請があった場合</u>、直ちに国、関係周辺市町、所在県、所在市町及び所在周辺市と協力して、オフサイトセンターにおける県ブースの立ち上げ<u>及び国の原子力災害合同対策協議会機能班への参画等が行えるよう</u>、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制  <u>施設敷地緊急事態が発生し</u>、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。</p> <p>2～9 略</p> <p>10. 原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制        県は、原子力災害時の医療体制の充実を図るため、原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）等に所属する原子力災害医療派遣チームの派遣要請手続き等についてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。  <u>また、県は拠点病院と連携し、原子力災害医療派遣チームの派遣体制を整備するものとする。</u></p> <p>11～12 略</p> <p>13. モニタリング体制等</p> <p>(1) 緊急時モニタリングセンター（EMC）        緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会の統括の下、EMCが設置される。EMCは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係道府県（PAZを含む道府県及びUPZを含む</p>	<p>3～5 略</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制等        県は、<u>警戒事態の通報を受けた場合</u>、直ちに国、関係周辺市町、所在県、所在市町及び所在周辺市と協力して、オフサイトセンターにおける県ブースの立ち上げ<u>準備を迅速に行えるよう</u>、国の原子力災害合同対策協議会機能班への参画<u>準備</u>等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制        国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。</p> <p>2～9 略</p> <p>10. <u>原子力災害医療に係る</u>原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制        県は、原子力災害時の医療体制の充実を図るため、原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）等に所属する原子力災害医療派遣チームの派遣要請手続き等についてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>11～12 略</p> <p>13. モニタリング体制等</p> <p>(1) 緊急時モニタリングセンター（EMC）        緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会の統括の下、EMCが設置される。EMCは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係道府県（PAZを含む道府県及びUPZを含む<u>都道府県をいう</u>。以下同じ。）、</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<p>道府県をいう。以下同じ。）、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行う EMC の体制の整備に協力するものとする。</p> <p><u>(2) 原子力環境センターの整備</u>  <u>県は、環境放射線の監視や環境試料中の放射性物質の分析を行うものとし、原子力環境センターの整備を行う。原子力環境センターでは、平時から環境放射線のモニタリングを行うとともに、緊急時には EMC に参画し、緊急時モニタリングを実施するものとする。</u></p> <p>(3) 平常時のモニタリングの実施      県は、<u>平常時モニタリング計画を作成し</u>、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援の下、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、水道水及び植物等の環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施するものとする。</p> <p>また、県は空間放射線量率等の測定結果をホームページで、リアルタイムに公表するものとし、評価結果については、四半期毎に開催する「鳥取県環境放射線モニタリングに係る検討委員会」での検討及び原子力安全顧問の審議を受けたのちに公表するものとする。</p> <p>なお、平常時において緊急時モニタリングに資するように走行サーベイを定期的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p><u>((2) に移行)</u></p> <p>(4) <u>緊急時モニタリング体制の整備</u>      略  <u>(削除)</u></p> <p>(5) モニタリング資機材等の整備・維持      略</p>	<p>原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行う EMC の体制の整備に協力するものとする。</p> <p>(2) 平常時のモニタリングの実施      県は、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援の下、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、水道水及び植物等の環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施するものとする。</p> <p>また、県は空間放射線量率等の測定結果をホームページで、リアルタイムに公表するものとし、評価結果については、四半期毎に開催する「鳥取県環境放射線モニタリングに係る検討委員会」での検討及び原子力安全顧問の審議を受けたのちに公表するものとする。</p> <p>なお、平常時において緊急時モニタリングに資するように走行サーベイを定期的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p><u>(3) 原子力環境センターの整備</u>  <u>県は、原子力環境センターを整備して環境放射線の監視や環境試料中の放射性物質の分析を行うものとし、平常時のモニタリング体制を強化するとともに、緊急時における防護措置の判断に必要なモニタリングを行うものとする。</u></p> <p>(4) その他体制の整備      略</p> <p><u>(5) 緊急時モニタリング計画の作成</u>  <u>県は、原子力災害対策指針等に基づき、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成するものとする。</u></p> <p>(6) モニタリング資機材等の整備・維持      略</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成31年3月11日

修正案（平成31年3月）	修正前（平成30年3月）	備考
<p>(6) 要員の確保 略</p> <p>(7) モニタリング本部の体制及び役割 略</p> <p>(8) 訓練等を通じた測定品質の向上 県は、平常時から、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、<u>バックグラウンドレベルを把握するほか</u>測定品質の向上に努めるものとする。</p> <p>(10) 略</p> <p>14～17 略</p> <p>18. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携 県は、防災対策に必要な資機材を整備するとともに、定期的な保全点検と<u>使用方法に関する訓練及び研修を定期的</u>に実施し、常に使用可能な状態に維持しておくものとする。 また、県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。 県は、必要な資機材の<u>標準化を行うとともに</u>、種類、数量、<u>保管方法</u>、保管場所等について、訓練結果等により<u>検討</u>を行うものとする。</p> <p>第8節 避難受入活動体制の整備</p> <p>1. 避難計画の策定 県は、関係周辺市に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の策定について支援するものとする。 原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則として広域避難計画を策定するものとし、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とするものとする。なお、個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。</p>	<p>(7) 要員の確保 略</p> <p>(8) モニタリング本部の体制及び役割 略</p> <p>(9) 訓練等を通じた測定品質の向上 県は、平常時から、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努めるものとする。</p> <p>(10) 略</p> <p>14～17 略</p> <p>18. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携 県は、防災対策に必要な資機材を整備するとともに、定期的な保全点検<u>を行い</u>、常に使用可能な状態に維持しておくものとする。 また、県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。 県は、必要な資機材の種類、数量、保管場所等について、訓練結果等により<u>適宜見直し</u>を行うものとする。</p> <p>第8節 避難受入活動体制の整備</p> <p>1. 避難計画の策定 県は、関係周辺市<u>町</u>に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の策定について支援するものとする。 原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則として広域避難計画を策定するものとし、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とするものとする。なお、個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<p>なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p> <p>また、UPZ 圏外の市町村に対する原子力防災に対する支援を必要に応じて行い、災害発生時の屋内退避や避難に関する留意事項等を、広く周知するものとする。</p> <p><b>2. 避難誘導体制の整備</b>  <u>関係周辺市は、一時集結所における誘導方法を定めた避難誘導要領を作成するとともに、各地域の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築する。</u></p> <p><b>3. 避難所等の整備等</b>  (1) 避難所等の整備  県は市町村に対して、地域防災センター、公民館等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言するものとし、<u>県は、周知徹底にあたって市町村と協力</u>する。また、県は、関係周辺市町等における指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言するものとする。</p> 併せて、県は、事前に定めた避難先がやむを得ない事情により避難者の受け入れをできない場合等に備えて、予備の避難先を確保しておくものとする。 また、県は、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。 さらに、県及び市町村は、避難所として指定した建物について、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。 (2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保 県は、関係周辺市に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するとともに、県は、関係周辺市等と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。 (3) コンクリート屋内退避施設の整備	<p>なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p> <p>また、UPZ 圏外の市町村に対する原子力防災に対する支援を必要に応じて行い、災害発生時の屋内退避や避難に関する留意事項等を、広く周知するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>2. 避難所等の整備等</b>  (1) 避難所等の整備  県は市町村に対して、地域防災センター、公民館等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言するものとする。また、県は、関係周辺市町等における指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言するものとする。</p> 併せて、県は、事前に定めた避難先がやむを得ない事情により避難者の受け入れをできない場合等に備えて、予備の避難先を確保しておくものとする。 また、県は、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。 さらに、県及び市町村は、避難所として指定した建物について、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。 (2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保 県は、関係周辺市町等に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するとともに、県は、関係周辺市町等と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。 (3) コンクリート屋内退避施設の整備	



## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<p>県は、関係周辺市等に対しコンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備について助言するものとする。</p> <p>また、県は、要配慮者等のコンクリート屋内退避施設を確保するものとする。</p> <p>原子力災害時においては、当該施設の避難者を優先的に救助・救出するものとする。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(9) 避難者支援の仕組みの整備          県は<u>関係周辺市</u>と連携し、あらかじめ避難途中における避難者支援の仕組みを整備するものとする。</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 避難所における設備等の整備          県及び市町村は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p><u>この際、一部資機材については市町村の協力を得て、事前配備を行う。</u></p> <p>(12) 略</p> <p><b>4. 要配慮者等の避難誘導・移送体制の整備</b></p> <p>(1) 県は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>① 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援するものとする。</p> <p>② 関係周辺市に対し、要配慮者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。</p> <p>(2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域に立地する病院等医療機関の管理者は、県及び関係周辺市と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、県は、国の協力のもと、病院等医療機関の避難に備え、医師会等の</p>	<p>県は、関係周辺市<u>町</u>等に対しコンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備について助言するものとする。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(9) 避難者支援の仕組みの整備          県は<u>米子市及び境港市</u>と連携し、あらかじめ避難途中における避難者支援の仕組みを整備するものとする。</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 避難所における設備等の整備          県及び市町村は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(12) 略</p> <p><b>3. 要配慮者等の避難誘導・移送体制の整備</b></p> <p>(1) 県は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>① 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援するものとする。</p> <p>② 関係周辺市<u>町</u>に対し、要配慮者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。</p> <p>(2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域に立地する病院等医療機関の管理者は、県及び関係周辺市<u>町</u>と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成31年3月11日

修正案（平成31年3月）	修正前（平成30年3月）	備考
<p>関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(3) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域に立地する入所型の介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び関係周辺市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者の安全に配慮した避難誘導体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、県は、災害時に派遣可能な社会福祉施設の職員数を把握することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(4) 県は原子力災害時における外国人の災害対策を充実させるため、多言語情報の提供の充実と、わかりやすい日本語の活用を行う。関係機関も外国語での避難誘導を行うように協力を求めるものとする。</u></p> <p><u>また、訓練において外国人住民の参加を促進する。</u></p> <p><b>5. 保育所や学校等における避難計画の整備</b></p> <p>原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「<u>児童生徒等</u>」という。）の安全を確保するため、保育所や学校等、<u>児童生徒等</u>が通う施設の管理者は、県及び関係周辺市と連携し、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、県は関係周辺市と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における<u>児童生徒等</u>の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p><b>6. 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備</b></p> <p>劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び関係周辺市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>なお、この際、<u>外国人への対応</u>や必要に応じて、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p> <p><b>7. 住民等の避難状況の確認体制の整備</b></p>	<p>また、県は、国の協力のもと、病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(3) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域に立地する入所型の介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び関係周辺市<u>町</u>と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者の安全に配慮した避難誘導体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、県は、災害時に派遣可能な社会福祉施設の職員数を把握することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>4. 保育所や学校等における避難計画の整備</b></p> <p>原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、保育所や学校等、生徒等が通う施設の管理者は、県及び関係周辺市<u>町</u>と連携し、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、県は関係周辺市<u>町</u>と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p><b>5. 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備</b></p> <p>劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び関係周辺市<u>町</u>と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>なお、この際、必要に応じて、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p> <p><b>6. 住民等の避難状況の確認体制の整備</b></p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成31年3月11日

修正案（平成31年3月）	修正前（平成30年3月）	備考
<p>県は、関係周辺市等が屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係周辺市に対し助言するものとする。</p> <p><b>8.</b> 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備略</p> <p><b>9.</b> 警戒区域を設定する場合の計画の策定略</p> <p><b>10.</b> 避難場所等・避難方法等の周知</p> <p>県は、関係周辺市に対し、避難、避難退域時検査等、安定ヨウ素剤配付等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集結所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物（ペット）との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係周辺市、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係周辺市及び原子力事業者と連携のうえ、情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>また、県は関係周辺市と共同で、避難先となっている市町村の協力を得て、住民に対して、広域避難所に指定されている施設について、日頃から周知を行うものとする。</p> <p><b>第9節 略</b></p> <p><b>第10節 緊急輸送活動体制の整備</b></p> <p><b>1. 専門家の移送体制の整備</b></p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所（<u>高度被ばく医療支援センター</u>）、広島大学（高度被</p>	<p>県は、関係周辺市<u>町</u>等が屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係周辺市<u>町</u>に対し助言するものとする。</p> <p><b>7.</b> 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備略</p> <p><b>8.</b> 警戒区域を設定する場合の計画の策定略</p> <p><b>9.</b> 避難場所等・避難方法等の周知</p> <p>県は、関係周辺市<u>町</u>に対し、避難、避難退域時検査等、安定ヨウ素剤配付等（<u>島根原子力発電所対応の場合は避難支援ポイントを含む</u>）の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集結所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物（ペット）との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係周辺市<u>町</u>、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係周辺市<u>町</u>及び原子力事業者と連携のうえ、情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>また、県は関係周辺市<u>町</u>と共同で、避難先となっている市町村の協力を得て、住民に対して、広域避難所に指定されている施設について、日頃から周知を行うものとする。</p> <p><b>第9節 略</b></p> <p><b>第10節 緊急輸送活動体制の整備</b></p> <p><b>1. 専門家の移送体制の整備</b></p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所（<u>原子力災害医療・総合支援センター</u>）、広島大学（高</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<p>ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター）、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2. 略</p> <p>第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1～2 略</p> <p>3. 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備 (1)～(4) 略 (5) 県は、国と協力し、拠点病院及び協力機関、一般病院、<u>高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター間のネットワーク及び傷病者等の搬送手順等</u>について、<u>自然</u>災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。 <u>また、県は、国と協力し、被ばく医療に係る専門的知見を有する医師等が遠隔から指示することが可能な体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備 県は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係周辺市、医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。 (1) 県は、関係周辺市と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際の安定ヨウ素剤の配布体制（配布場所、配布のための手続き）を整備するとともに、緊急時に、迅速に配布するための安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。 また、県は関係周辺市と連携し、緊急時に安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定され、事前配布を希望する住民への事前配布を行う。 (2) 県は、関係周辺市と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。 (3)～(4) 略</p> <p>5. 避難退域時検査の実施体制の整備</p>	<p>度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター）、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2. 略</p> <p>第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1～2 略</p> <p>3. 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備 (1)～(4) 略 (5) 県は、国と協力し、拠点病院及び協力機関、一般病院のネットワークについて、<u>一般</u>災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 略</p> <p>4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備 県は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係周辺市<del>町</del>、医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。 (1) 県は、関係周辺市<del>町</del>と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際の安定ヨウ素剤の配布体制（配布場所、配布のための手続き）を整備するとともに、緊急時に、迅速に配布するための安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。 また、県は関係周辺市と連携し、緊急時に安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定され、事前配布を希望する住民への事前配布を行う。 (2) 県は、関係周辺市<del>町</del>と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。 (3)～(4) 略</p> <p>5. 避難退域時検査の実施体制の整備</p>	



## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 11 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<p>(1) 略</p> <p>(2) 県は、(1) ②の資機材の円滑な輸送及び展開方法について、<u>計画</u>しておくものとする。</p> <p>(3) 県は、車両除染で発生する洗浄水の飛散防止対策等について、<u>計画</u>しておくものとする。</p> <p>6～9 略</p> <p>10. 小型無人飛行機（ドローン）を用いた情報収集体制の整備        県は、小型無人飛行機（ドローン）を整備し、災害時における道路状況の把握、住民の捜索等、<u>被害情報の早期把握</u>に活用するとともに、小型無人飛行機（ドローン）の運用に係る規定及び収集した情報を実動機関へ伝達するための連絡体制等を整備するものとする。        このため、小型無人飛行機（ドローン）の航空基地を設定し、適切に管理するとともに、小型無人飛行機（ドローン）パイロットの練度の<u>養成及び維持向上</u>に努める。</p> <p>第 12 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県は、国と連携し、<u>自然災害</u>等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、県防災行政無線等の施設、装備の整備を図るものとする。</p> <p>(3) ～ (6) 略</p> <p><u>(7) 県は、外国人に対して災害情報を提供するとともに、問い合わせへの対応等を実施するため、平時や災害時における総合的な相談体制を整備するものとする。</u></p> <p>第 13 節 略</p> <p>第 14 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>(1) 県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係周辺市町が行う住民等に対する原子力防災に関</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 県は、(1) ②の資機材の円滑な輸送及び展開方法について、<u>検討</u>しておくものとする。</p> <p>(3) 県は、車両除染で発生する洗浄水の飛散防止対策等について、<u>検討</u>しておくものとする。</p> <p>6～9 略</p> <p>10. 小型無人飛行機（ドローン）を用いた情報収集体制の整備        県は、小型無人飛行機（ドローン）を整備し、災害時における道路状況の把握、住民の捜索等、に活用するとともに、小型無人飛行機（ドローン）の運用に係る規定及び収集した情報を実動機関へ伝達するための連絡体制等を整備するものとする。        このため、小型無人飛行機（ドローン）の航空基地を設定し、適切に管理するとともに、小型無人飛行機（ドローン）パイロットの練度の<u>維持向上及び養成</u>に努める。</p> <p>第 12 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県は、国と連携し、<u>地震や津波</u>等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、県防災行政無線等の施設、装備の整備を図るものとする。</p> <p>(3) ～ (6) 略</p> <p>第 13 節 略</p> <p>第 14 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>(1) 県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係周辺市町が行う住民等に対する原子力防災に関</p>	



## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成31年3月11日

修正案（平成31年3月）	修正前（平成30年3月）	備考
<p>する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>①～④ 略</p> <p><u>⑤原子力災害時における防護措置に関すること（原子力災害時にとるべき行動）</u></p> <p>⑥緊急時に県や国等が講じる防災対策の内容に関すること</p> <p>⑦コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること</p> <p>⑧屋内退避、避難、避難退域時検査に関すること</p> <p>⑨避難行動要支援者への支援に関すること</p> <p>⑩緊急時にとるべき行動に関すること</p> <p>⑪避難所での運営管理、行動等に関すること</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 県が原子力防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者（特に避難行動要支援者）を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>第15節 略</p> <p>第16節 防災訓練等の実施</p> <p>1～3 略</p> <p>4. 教訓の反映</p> <p>県は、訓練により得られた教訓については、計画等に反映させるとともに次の訓練でさらに検証し、計画を<u>深化させ</u>、実効性の継続的向上を行うものとする。</p> <p>第17節～第18節 略</p> <p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p>	<p>する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤緊急時に県や国等が講じる防災対策の内容に関すること</p> <p>⑥コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること</p> <p>⑦屋内退避、避難、避難退域時検査に関すること</p> <p>⑧要配慮者への支援に関すること</p> <p>⑨緊急時にとるべき行動に関すること</p> <p>⑩避難所での運営管理、行動等に関すること</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 県が原子力防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>第15節 略</p> <p>第16節 防災訓練等の実施</p> <p>1～3 略</p> <p>4. 教訓の反映</p> <p>県は、訓練により得られた教訓については、計画等に反映させるとともに次の訓練でさらに検証し、計画の<u>実効性</u>の継続的向上を行うものとする。</p> <p>第17節～第18節 略</p> <p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成31年3月11日

修正案（平成31年3月）	修正前（平成30年3月）	備考
<p>(1) 情報収集事態が発生した場合</p> <p>① 原子力規制委員会及び内閣府は、情報収集事態を認知した場合には、<u>原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地情報連絡室を設置し</u>、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）に対して情報提供を行うものとされている。また、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、関係地方公共団体に対し、<u>連絡体制の確立等の必要な体制</u>をとるよう<u>連絡</u>するものとされている。</p> <p>② 県は、原子力規制委員会・<u>内閣府合同情報連絡室</u>から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>(2) 警戒事態が発生した場合</p> <p>① 原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が<u>原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断した場合</u>には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置することとされている。</p> <p>また、<u>原子力規制委員会</u>は警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行い、<u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部</u>は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう<u>要請</u>することとされている。</p> <p>② 県は、<u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部</u>から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>③ 立入検査の実施</p> <p>県は、<u>警戒事態の発生を認知した場合</u>、県の職員の安全が確保される範囲内で必要に応じて立入検査を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</p>	<p>(1) 情報収集事態が発生した場合</p> <p>① 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）に対して情報提供を行うものとされている。また、<u>国は情報収集事態を認知した場合、原子力規制委員会及び内閣府は</u>原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室<u>及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地情報連絡室を設置することとされており、国は、</u>関係地方公共団体と<u>情報共有するとともに、対応状況を確認し、情報</u>連絡体制をとるよう<u>要請</u>するものとされている。</p> <p>② 県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>(2) 警戒事態が発生した場合</p> <p>① 原子力規制委員会が、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、<u>国は</u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置することとされている。</p> <p>また、<u>国は</u>警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行う<u>とともに</u>、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう<u>連絡</u>することとされている。</p> <p>② 県は、<u>国</u>から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>③ 立入検査の実施</p> <p>県は、<u>次の</u>場合、県の職員の安全が確保される範囲内で必要に応じて立入検査を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</p> <p><u>ア 島根原子力発電所から当該通報等があった場合</u>  <u>イ 人形峠環境技術センターから当該通報があった場合</u></p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<p>④ 現地確認の実施</p> <p>県は、<u>原子力事業所</u>周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で関係周辺市町と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</p> <p>なお、県が<u>島根原子力発電所</u>の現地確認を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第 11 条に規定する甲の職員として同行させることができるものとする。</p> <p>⑤略</p> <p>(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合</p> <p>①～③ 略</p> <p>④原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、<u>施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況を把握し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理原子力災害発生場所の状況を把握し、国及び関係地方公共団体に随時連絡するものとされている。</u></p> <p>⑤ 立入検査の実施</p> <p>県は、<u>原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合</u>、県の職員の安全が確保される範囲内で必要に応じて立入検査を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</p> <p>⑥ 現地確認の実施</p> <p>県は、<u>原子力事業所</u>周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内において関係周辺市町と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</p> <p>なお、県が<u>島根原子力発電所</u>の現地確認を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第 11 条に規定する甲の職員として同行させることができるものとする。</p>	<p>④ 現地確認等の実施</p> <p>県は、<u>島根原子力発電所</u>周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で関係周辺市と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</p> <p>なお、県が現地確認を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第 11 条に規定する甲の職員として同行させることができるものとする。</p> <p><u>また、県は人形峠環境技術センター周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で三朝町と現地の確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</u></p> <p>⑤略</p> <p>(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合</p> <p>①～③ 略</p> <p>④原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、<u>原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。</u></p> <p>⑤ 立入検査の実施</p> <p>県は、<u>次の場合</u>、県の職員の安全が確保される範囲内で必要に応じて立入検査を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</p> <p><u>ア 島根原子力発電所から①に該当する通報があった場合</u>  <u>イ 人形峠環境技術センターから①に該当する通報があった場合</u></p> <p>⑥ 現地確認の実施</p> <p>県は、<u>島根原子力発電所</u>周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内において関係周辺市と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</p> <p>なお、県が現地確認を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第 11 条 <u>又は環境保全協定第 11 条</u>に規定する甲の職員として同行させることができるものとする。</p> <p><u>また、県は、人形峠環境技術センター周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内において三朝町と現地の確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮する</u></p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 11 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<p>⑦ 略</p> <p>(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合</p> <p>①～② 略</p> <p>③ 立入検査の実施        県は、<u>①に該当する事象が発生した場合</u>、県の職員の安全が確保される範囲内で必要に応じて立入検査を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</p> <p>④ 現地確認等の実施        県は、<u>原子力事業所</u>周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で関係周辺市と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。        なお、県が<u>島根原子力発電所</u>の現地確認を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第 11 条に規定する甲の職員として同行させることができるものとする。</p> <p>⑤ 略</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>(7) その他、安全協定<u>又は環境保全協定</u>に基づき<u>原子力事業所</u>周辺の安全を確保するため安全確認の必要があると認める情報等を入手した場合等、<u>県が</u>必要と認めたときは、立入検査又は現地確認を行うものとする。</p> <p>2. 応急対策活動情報の連絡        略</p> <p>3. 一般回線が使用できない場合の対処        国の原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応</p>	<p><u>ものとする。</u></p> <p>⑦ 略</p> <p>(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合</p> <p>①～② 略</p> <p>③ 立入検査の実施        県は、<u>次の場合</u>、県の職員の安全が確保される範囲内で必要に応じて立入検査を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。  <u>ア 島根原子力発電所に関し①に該当する事象が発生した場合</u>  <u>イ 人形峠環境技術センターに関し①に該当する事象が発生した場合</u></p> <p>④ 現地確認等の実施        県は、<u>島根原子力発電所</u>周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で関係周辺市と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。        なお、県が現地確認を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第 11 条に規定する甲の職員として同行させることができるものとする。  <u>また、県は、人形峠環境技術センター周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内において三朝町と現地の確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</u></p> <p>⑤ 略</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>(7) その他、安全協定に基づき<u>島根原子力発電所</u>周辺の安全を確保するため安全確認の必要があると認める情報等を入手した場合、<u>又は、人形峠環境技術センター周辺の安全を確保するため安全確認の必要があると認める情報等を入手した場合</u>、<u>県は、必要と認めたときは、立入検査又は現地確認（人形峠環境技術センターに関しては現地の確認）</u>を行うものとする。</p> <p>2. 応急対策活動情報の連絡        略</p> <p>3. 一般回線が使用できない場合の対処        国の原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応</p>	



## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<p>じて、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は、伝達された内容を関係周辺市町に連絡するものとする。</p> <p>地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p><b>4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</b></p> <p>(1) モニタリング本部の設置及び緊急時モニタリング等の実施</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画</p> <p>国は、原子力災害対策指針及び初動段階の緊急時モニタリングの結果、EMCからの意見等に基づき、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとされている。モニタリング本部は、EMCと連絡調整を行いこの改訂に協力するものとする。</p> <p>⑥ 略</p> <p>(2) 略</p> <p><b>第3節 活動体制の確立</b></p> <p><b>1. 県の活動体制</b></p> <p><u>原子力災害時における県の活動体制については、鳥取県地域防災計画・災害応急対策編（共通）に記載する組織及び体制を基本とし、事務局内に原子力班等を設置して応急対策を実施する。</u></p> <p>(1) 原子力災害対策のための警戒態勢</p> <p>①～② 略</p> <p>③オフサイトセンターの設営準備への協力</p> <p>県は、<u>国から要請があった場合</u>、オフサイトセンターの立上げ準備への協力を行うものとする。</p> <p>④現地事故対策連絡会議への職員の派遣</p> <p>県は、<u>施設敷地緊急事態が発生し</u>、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターで開催する場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。</p> <p>⑤国等との情報の共有等</p> <p>県は、<u>施設敷地緊急事態が発生し</u>、オフサイトセンターに職員を派遣した場</p>	<p>じて、衛星電話、インターネットメール、<u>N-ALERT</u>等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は、伝達された内容を関係周辺市町に連絡するものとする。</p> <p>地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p><b>4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</b></p> <p>(1) モニタリング本部の設置及び緊急時モニタリング等の実施</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画</p> <p>国は、原子力災害対策指針及び初動段階の緊急時モニタリングの結果、EMCからの意見等に基づき、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとされている。モニタリング本部は、EMCと連絡調整を行いこの改訂に協力するものとする。</p> <p>⑥ 略</p> <p>(2) 略</p> <p><b>第3節 活動体制の確立</b></p> <p><b>1. 県の活動体制</b></p> <p>(1) 原子力災害対策のための警戒態勢</p> <p>①～② 略</p> <p>③オフサイトセンターの設営準備への協力</p> <p>県は、<u>警戒事態の発生を認知した場合、直ちに</u>オフサイトセンターの立上げ準備への協力を行うものとする。</p> <p>④現地事故対策連絡会議への職員の派遣</p> <p>県は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターで開催する場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。</p> <p>⑤国等との情報の共有等</p> <p>県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、</p>	



## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成31年3月11日

修正案（平成31年3月）	修正前（平成30年3月）	備考																				
<p><u>合、当該職員</u>に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡する等当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。</p> <p>⑥警戒態勢の解除等 警戒態勢の解除又は警戒態勢からの体制移行は、概ね以下の基準によるものとする。</p> <p>ア 原子力施設の事故等が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めるとき</p> <p>イ 災害対策本部に移行したとき</p> <p>(2) 県災害対策本部の設置等 略</p> <p>(3) 県災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等 県災害対策本部等の組織、構成、配備体制（参集方法）、所掌事務等については、<u>鳥取県地域防災計画・災害応急対策編（共通）の定めによるほか、原子力災害時においては以下に示すとおりとする。</u>なお、これらに定めのない事項については、必要に応じて本部長が指示するものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 部の設置 県災害対策本部を設置したときは、業務を統一かつ効果的に実施するため、下部組織として次の部を設置する。</p> <p>ア モニタリング本部（警戒態勢から引き続き設置）</p> <p>イ <u>保健医療福祉</u>救護対策本部</p> <p>ウ 避難支援センター</p>	<p>緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡する等当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。</p> <p>⑥警戒態勢の解除等 警戒態勢の解除又は警戒態勢からの体制移行は、概ね以下の基準によるものとする。</p> <p>ア 原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めるとき</p> <p>イ 災害対策本部に移行したとき</p> <p>(2) 県災害対策本部の設置等 略</p> <p>(3) 県災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等 県災害対策本部等の組織、構成、配備体制（参集方法）、所掌事務等は以下に示すとおりとする。なお、これらに定めのない事項については、<u>鳥取県地域防災計画・災害応急対策編（共通）の定めによるほか、必要に応じて本部長が指示するものとする。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 部の設置 県災害対策本部を設置したときは、業務を統一かつ効果的に実施するため、下部組織として次の部を設置する。</p> <p>ア モニタリング本部（警戒態勢から引き続き設置）</p> <p>イ <u>医療救護</u>対策本部</p> <p>ウ 避難支援センター</p>																					
<p align="center">表3-1 県災害対策本部の所掌事務</p>	<p align="center">表3-1 県災害対策本部の所掌事務</p>																					
<p>1. 実施部の所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="163 1166 1025 1457"> <thead> <tr> <th>実施部局長</th> <th>主管課</th> <th>課(班)長</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">元気づくり 総本部長</td> <td rowspan="2">とっとり元 気戦略課</td> <td>とっとり元 気戦略課長</td> <td>1 略 2 関係省庁の視察に関すること 3 県災害対策本部事務局の応援に関すること</td> </tr> <tr> <td>広報課長</td> <td>1 災害対策および避難等に係る 広報に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	実施部局長	主管課	課(班)長	事務分掌	元気づくり 総本部長	とっとり元 気戦略課	とっとり元 気戦略課長	1 略 2 関係省庁の視察に関すること 3 県災害対策本部事務局の応援に関すること	広報課長	1 災害対策および避難等に係る 広報に関すること	<p>1. 実施部の所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="1052 1166 1915 1457"> <thead> <tr> <th>実施部局長</th> <th>主管課</th> <th>課(班)長</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">元気づくり 総本部長</td> <td rowspan="2">とっとり元 気戦略課</td> <td>とっとり元 気戦略課長</td> <td>1 略 2 <u>元気づくり総本部内の連絡調整に関すること</u> 3 関係省庁の視察に関すること 4 県災害対策本部事務局の応援に関すること <u>(渉外班)</u></td> </tr> <tr> <td>広報課長</td> <td>1 災害対策および避難等に係る 広報に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	実施部局長	主管課	課(班)長	事務分掌	元気づくり 総本部長	とっとり元 気戦略課	とっとり元 気戦略課長	1 略 2 <u>元気づくり総本部内の連絡調整に関すること</u> 3 関係省庁の視察に関すること 4 県災害対策本部事務局の応援に関すること <u>(渉外班)</u>	広報課長	1 災害対策および避難等に係る 広報に関すること	
実施部局長	主管課	課(班)長	事務分掌																			
元気づくり 総本部長	とっとり元 気戦略課	とっとり元 気戦略課長	1 略 2 関係省庁の視察に関すること 3 県災害対策本部事務局の応援に関すること																			
		広報課長	1 災害対策および避難等に係る 広報に関すること																			
実施部局長	主管課	課(班)長	事務分掌																			
元気づくり 総本部長	とっとり元 気戦略課	とっとり元 気戦略課長	1 略 2 <u>元気づくり総本部内の連絡調整に関すること</u> 3 関係省庁の視察に関すること 4 県災害対策本部事務局の応援に関すること <u>(渉外班)</u>																			
		広報課長	1 災害対策および避難等に係る 広報に関すること																			

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）				修正前（平成 30 年 3 月）				備考
			2 報道機関との連絡調整、放送要請に関すること 3 県災害対策本部事務局の応援に関すること <u>4 対策の進捗状況等を記録するための写真等の収集整理に関すること</u>				2 報道機関との連絡調整、放送要請に関すること 3 県災害対策本部事務局の応援に関すること <u>(広報班)</u>	
		県民課長	<u>1 県災害対策本部事務局の応援に関すること</u>			県民課長	<u>1 県民からの県政に係る一般広聴に関すること</u> <u>2 県災害対策本部事務局の応援に関すること</u>	
総務部長	総務課	総務課長	1～2 略	総務部長	総務課	総務課長	1～2 略 <u>3 庁舎（県庁舎）の管理、運用、調査に関すること</u> <u>4 総務部内の連絡調整に関すること</u>	
		財政課長	<u>1 陳情書（政府・国会）の作成に関すること</u>			財政課長	<u>1 災害関係費の予算措置に関すること</u> <u>2 県議会に関すること</u> 3 陳情書（政府・国会）の作成に関すること	
		政策法務課長	略			政策法務課長	略	
		税務課長	<u>1 庁舎（東部庁舎）の管理、運用、調査に関すること</u>			税務課長	<u>1 り災による県税の減免に関すること</u> <u>2 庁舎（東部庁舎）の管理、運用、調査に関すること</u>	
						営繕課長	<u>1 県有財産、営造物の災害、応急復旧に関すること</u>	
						情報政策課長	<u>1 災害時の情報システムによる県民向け情報提供支援に関すること</u> <u>2 鳥取情報ハイウェイに関すること</u>	
		人事企画課長	1～2 略 <u>3 広域避難所の運営の統括に関すること</u>			人事企画課長	1～2 略 <u>3 災害時緊急支援チームの派遣に関すること</u>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成31年3月11日

修正案（平成31年3月）				修正前（平成30年3月）				備考
			<u>4 広域避難所の運営（県営分）に関すること</u>				<u>4 職員災害応援隊の派遣に関すること</u> <u>5 職員の相互応援および職員派遣要請に関すること</u> <u>6 職員の安否、補償に関すること</u> <u>7 広域避難所の運営の統括に関すること</u> <u>8 広域避難所の運営（県営分）に関すること</u> <u>9 鳥取県庁業務継続計画の総括に関すること</u>	
		職員支援課長	<u>1 職員の被ばく線量監視に関すること</u>			職員支援課長	<u>1 職員のり災給付に関すること</u> <u>2 職員の被ばく線量監視に関すること</u>	
						人権・同和対策課長	<u>1 人権擁護の確保に関すること</u>	
				東京本部長		東京本部	<u>1 国会及び関係各省庁等との連絡その他必要な対策に関すること</u>	
地域振興部長	地域振興課	地域振興課	<u>1 安否情報（外国人を含む）の収集、問い合わせに関すること</u>	地域振興部長	地域振興課	地域振興課	<u>1 地域振興部内の連絡調整に関すること</u> <u>2 り災市町村の行財政運営に対する助言および情報提供に関すること</u> <u>3 安否情報（外国人を含む）の収集、問い合わせに関すること</u> <u>4 市町村の通常業務等の継続支援の総括に関すること</u>	
						教育・学術振興課長	<u>1 私立学校の災害対策に関すること</u>	
観光交流局長	観光戦略課	観光戦略課長	<u>1 観光施設における風評被害対策に関すること</u>	観光交流局長	観光戦略課	観光戦略課長	<u>1 観光交流局内の連絡調整に関すること</u> <u>2 災害時における観光客への情報提供に関すること</u>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）				修正前（平成 30 年 3 月）				備考	
							<u>3 観光施設の災害対策に関する こと</u> <u>4 観光施設における風評被害対 策に関すること</u>		
						交流推進課 長	<u>1 災害時における要配慮者（外 国人に限る。）への情報提供、避 難、救護に関すること</u>		
福祉保健部 長	福祉保健課 長	福祉保健課 長	<u>1 県災害対策本部事務局の応援 に関すること（救護班）</u> <u>2 避難支援センターに関するこ と</u>	福祉保健部 長	福祉保健課 長	福祉保健課 長	<u>1 災害救助法に関すること</u> <u>2 義援金の受付に関すること</u> <u>3 福祉保健部内の連絡調整に関 すること</u> <u>4 県災害対策本部事務局等の応 援に関すること（救護班）</u> <u>5 避難支援センターに関するこ と</u>		
		障がい福祉 課長	<u>1</u> り災者に対する身体障害者福 祉法の適用に関すること <u>2 避難行動要支援者（障がい者 施設入所者）の輸送手段確保の 支援に関すること</u>			障がい福祉 課長	<u>1 障害者支援施設等の災害対策 に関すること</u> <u>2</u> り災者に対する身体障害者福 祉法の適用に関すること <u>3 避難行動要支援者（障がい者 施設入所者）の輸送手段確保の 支援に関すること</u>		
		長寿社会課 長	1 略			長寿社会課 長	1 略 <u>2 老人福祉施設の災害対策、り 災高齢者の援護に関すること</u> <u>3 災害ボランティア等の支援に 係る総合調整に関すること</u>		
							子育て応援 課		<u>1 保育所、私立幼稚園の災害対 策に関すること</u>
		医療政策課 長	1 略 2 <u>原子力災害</u> 医療活動に関する こと 3～5 略			医療政策課 長	1 略 2 <u>原子力災害</u> 医療活動に関する こと 3～5 略		
		青少年・家 庭課長	<u>1</u> り災母子世帯に対する母子福 祉資金及びり災寡婦世帯に対す			青少年・家 庭課長	<u>1 児童福祉施設（障がい児施設 を除く）の災害対策に関するこ</u>		



## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）				修正前（平成 30 年 3 月）				備考
			る寡婦福祉資金の融資に関する こと <u>2</u> り災児童の援護、メンタルヘルスに関すること				<u>と</u> <u>2</u> り災母子世帯に対する母子福祉資金及びり災寡婦世帯に対する寡婦福祉資金の融資に関する こと <u>3</u> り災児童の援護、メンタルヘルスに関すること	
						<u>子ども発達支援課</u>	<u>1 児童福祉施設（障がい児施設に限る）の災害対策に関すること</u> <u>と</u>	
		健康政策課長	1 避難者の避難退域時検査、 <u>簡易</u> 除染に関すること 2 略			健康政策課長	1 避難者の避難退域時検査、 <u>簡易</u> 除染に関すること 2 略	
		医療政策課長	<u>1</u> 原子力災害医療活動に関する こと <u>2</u> 避難行動要支援者（入院患者）の輸送手段確保の支援に関する こと <u>3</u> 甲状腺スクリーニング及びホールボディカウンタに関する こと			医療政策課長	<u>1 医療救護対策本部に関すること</u> <u>と</u> <u>2</u> 原子力災害医療活動に関する こと <u>3 医療機関の災害対策に関すること</u> <u>と</u> <u>4</u> 避難行動要支援者（入院患者）の輸送手段確保の支援に関する こと <u>5</u> 甲状腺スクリーニング及びホールボディカウンタに関する こと	
		医療・保険課長	1 略			医療・保険課長	1 略 <u>2 医薬品および衛生材料の調達（流通）に関すること</u>	
生活環境部長	環境立県推進課	環境立県推進課	1 電力事業者の被害状況の把握に関する こと <u>2</u> 環境の除染に関する こと	生活環境部長	環境立県推進課	環境立県推進課	1 電力事業者の被害状況の把握に関する こと <u>2 生活環境部内の連絡調整に関する こと</u> <u>3</u> 環境の除染に関する こと <u>4</u> 給水に関する こと	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成31年3月11日

修正案（平成31年3月）				修正前（平成30年3月）				備考
							5 <u>仮設トイレの確保に関するこ と</u>	
					循環型社会 推進課長		1 <u>災害廃棄物の処理に関するこ と</u>	
		くらしの安 心推進課長	1 食物の摂取制限に関するこ と（農林水産物を除く） 2 <u>入浴施設（公衆浴場）のあつ せんに関するこ と</u> 3 <u>旅館・ホテル等の避難所とし ての借り上げに関するこ と</u> 4 <u>県災害対策本部事務局の応援 に関するこ と</u>		くらしの安 心推進課長		1 <u>生活関連物資の調達・供給（携 帯トイレ、飲料水（ボトルウォ ーター）を含む）に関するこ と</u> 2 <u>食物の摂取制限に関するこ と（農林水産物を除く）</u> 3 <u>食品衛生、食中毒防止対策に 関するこ と</u> 4 <u>家庭動物（ペット）に関する こ と</u> 5 <u>入浴施設（公衆浴場）のあつ せんに関するこ と</u> 6 <u>旅館・ホテル等の避難所とし ての借り上げに関するこ と</u> 7 <u>県災害対策本部事務局の応援 に関するこ と（物資班）</u>	
商工労働部 長	商工政策課			商工労働部 長	商工政策課	商工政策課 長	1 <u>商工労働部内の連絡調整に関 するこ と</u>	
	企業支援課 長	1 <u>商工会議所、商工会および中 小企業団体中央会等の連絡に関 するこ と</u> 2 <u>商業関係施設の災害対策に関 するこ と</u>			企業支援課 長		1 <u>り災中小企業に対する金融に 関するこ と</u> 2 <u>商工会議所、商工会および中 小企業団体中央会等の連絡に関 するこ と</u> 3 <u>商業関係施設の災害対策に関 するこ と</u>	
						通商物流課 長	1 <u>トラックその他物資輸送手段 の確保、手配に関するこ と</u>	
						雇用政策課 長	1 <u>被災労働者の福祉対策および 金融措置に関するこ と</u>	
						産業人材課 長	1 <u>り災者の雇用機会の確保に関 するこ と</u>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成31年3月11日

修正案（平成31年3月）				修正前（平成30年3月）				備考
農林水産部長	農林水産部			農林水産部長	農林水産部	農林水産総務課長	<u>1 農林水産業団体との連絡調整に関すること</u> <u>2 農林水産部内の連絡調整に関すること</u>	
						経営支援課長	<u>1 農業災害補償に関すること</u> <u>2 被害農家に対する融資に関すること</u>	
		生産振興課長	<u>1 農産物、養蚕の災害対策に関すること</u> <u>2 農産物の採取、出荷の規制に関すること</u> <u>3 農産物の風評被害対策に関すること</u>			生産振興課長	<u>1 食糧の確保及びあっせんに関すること</u> <u>2 農産物、養蚕の災害対策に関すること</u> <u>3 種苗、生産資材等に関すること</u> <u>4 農産物の採取、出荷の規制に関すること</u> <u>5 農産物の風評被害対策に関すること</u>	
		畜産課長	<u>1 畜産物の出荷の制限に関すること</u> <u>2 家畜の移動等に関すること</u> <u>3 畜産物の風評被害対策に関すること</u>			畜産課長	<u>1 畜産物の災害対策に関すること</u> <u>2 畜産物の出荷の制限に関すること</u> <u>3 飼料、動物用医薬品に関すること</u> <u>4 家畜の移動等に関すること</u> <u>5 畜産物の風評被害対策に関すること</u>	
		森林・林業振興局長	略			森林・林業振興局長	略	
		水産課長	<u>1～3 略</u> <u>4 水産物の漁獲、出荷の制限に関すること</u> <u>5 水産物の風評被害対策に関すること</u>			水産課長	<u>1～3 略</u> <u>4 水産業に対する融資に関すること</u> <u>5 水産物の災害対策に関すること</u> <u>6 水産物の漁獲、出荷の制限に関すること</u> <u>7 水産物の風評被害対策に関すること</u>	
県土整備部長	技術企画課	技術企画課長	<u>1 公共土木施設用地の供与、土地等の使用に関すること</u>	県土整備部長	技術企画課	技術企画課長	<u>1 建設用資機材の調達に関すること</u>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成31年3月11日

修正案（平成31年3月）				修正前（平成30年3月）				備考
							2 公共土木施設用地の供与、土地等の使用に関すること	
						道路企画課長	1 道路の通行の確保に関すること	
						道路建設課長	2 道路状況の把握に関すること	
						空港港湾課長	1 空港、港湾、漁港施設の把握、確保に関すること	
		県土総務課長	1 庁舎（八頭庁舎）の管理、運用、調査に関すること			県土総務課長	1 建設業者への連絡に関すること 2 県土整備部内の連絡調整に関すること 3 庁舎（八頭庁舎）の管理、運用、調査に関すること	
				会計管理者	会計指導課	会計指導課長	1 災害対策に係る費用の出納に関すること	
						統括審査課長		
				総務部	総務事務センター	集中業務課長	1 県有車両の運用、調整に関すること	
						物品契約課長	1 災害対策に係る物品の購入契約に関すること	
				企業局長	経営企画課	経営企画課長	1 企業局内の連絡調整に関すること	
						工務課長	1 県営発電施設の把握及び運転確保に関すること 2 県営工業用水施設の把握及び保全に関すること	
病院事業管理者	総務課	県立中央病院 県立厚生病院	略	病院事業管理者	総務課	県立中央病院 県立厚生病院	略	
教育長	教育総務課	教育総務課長	1 学校の避難計画作成支援に関すること 2 避難所の確保、開設、運営に関する協力に関すること	教育長	教育総務課	教育総務課長	1 災害対策関係職員の動員に関すること 2 学校の避難計画作成支援に関すること	



## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 11 日

修正案（平成 31 年 3 月）				修正前（平成 30 年 3 月）				備考
			<u>3</u> 教職員等のり災給付に関する こと				<u>3</u> 避難所の確保、開設、運営に 関する協力に関する こと <u>4</u> 教職員等のり災給付に関する こと <u>5</u> 教育部内の連絡調整に関する こと	
						教育環境課 長	<u>1</u> 教育施設の災害対策に関する こと	
		小中学校課 長	略			小中学校課 長	略	
		特別支援教 育課長				特別支援教 育課長		
		高等学校課 長				高等学校課 長		
		社会教育課 長	<u>1</u> 防災活動に協力する婦人会、 青年団の連絡調整に関する こと			社会教育課 長	<u>1</u> 社会教育施設の災害対策に関 すること <u>2</u> 防災活動に協力する婦人会、 青年団の連絡調整に関する こと	
						人権教育課 長	<u>1</u> り災生徒の奨学資金に関する こと <u>2</u> 集会所の災害対策に関する こと	
						体育保険課 長	<u>1</u> り災生徒・児童の保健衛生に関 すること <u>2</u> 災害時における学校給食対策 に関する こと	
警察本部長	警備第二課	警備第二課 長	<u>1</u> 略 <u>2</u> 避難対象地域、避難施設等の 治安維持に関する こと <u>3</u> 被災者の支援と情報収集に関 すること	警察本部長	警備第二課	警備第二課 長	<u>1</u> 略 <u>2</u> 避難者の誘導・指示に関する こと <u>3</u> 交通誘導に関する こと <u>4</u> 交通規制および交通の確保に 関する こと <u>5</u> 地域の安全確保に関する こと <u>6</u> 避難対象地域、避難施設等の 治安維持に関する こと <u>7</u> 避難等防災広報活動に関する	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）				修正前（平成 30 年 3 月）				備考
2. 地方支部の所掌事務				2. 地方支部の所掌事務				
支部長	支部員		事務分掌	支部長	支部	支部員	事務分掌	
中部・西部総合事務所長※	地域振興局	地域振興局長	1 略 2 職員応援体制の整備に関する こと	中部・西部総合事務所長※	地域振興局	地域振興局長	1 略 2 市町村との連絡調整に関する こと 3 職員応援体制の整備に関する こと 4 庁舎の管理、運用、調査に関する こと	8 被災者の支援と情報収集に関する こと
					福祉保健局	福祉保健局長	1 医療救護対策支部に関する こと	
	生活環境局	生活環境局長	1 略		生活環境局	生活環境局長	1 略 2 飲料水に関すること	
	関係する所蔵		略		関係する所蔵		略	
東部振興監	東部振興課	東部振興課長	1 略 2 職員応援体制の整備に関する こと	東部振興監	東部振興課	東部振興課長	1 略 2 市町村との連絡調整に関する こと 3 職員応援体制の整備に関する こと	
※ 略				※ 略				
○西部総合事務所（島根原子力発電所） 略				○西部総合事務所（島根原子力発電所） 略				
○中部総合事務所（島根原子力発電所） 略				○中部総合事務所（島根原子力発電所） 略				
○中部総合事務所（人形峠環境技術センター）				○中部総合事務所（人形峠環境技術センター）				
・上齋原オフサイトセンターへの要員派遣に関すること				・人形峠オフサイトセンターへの要員派遣に関すること				
・平常時モニタリングに関すること				・平常時モニタリングに関すること				

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 11 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考				
<p>○東部振興監（島根原子力発電所） 略</p> <p>3. 県災害対策本部（原子力）事務局及び原子力班の事務分掌</p> <p><u>原子力災害時の災害対策本部事務局の体制については、「鳥取県地域防災計画【災害応急対策編（共通）】第2部 組織体制計画「第1章 組織及び体制」に定める体制を基本としながら、原子力災害の特殊性を考慮し、事務局内に「原子力班」を特別に設ける。</u></p> <p><u>原子力班は原子力災害に関する技術的・専門的事項について災害対策本部長を補佐する。このため、事務局長の統制の下、国、関係自治体及び関係機関と連携を図りながら、モニタリング情報やプラント情報等原子力災害特有の情報を収集・分析し、県の原子力災害応急対策の基本方針を企画立案し、災害対策本部長に提案を行うとともにその履行補助について担任する。これらにより、災害対策本部として情報収集、意思決定、指示調整について一元化を図り、実際の現場や被害の状況を把握し、その状況に即した緊急事態応急対策を実施する。</u></p> <p>○事務局長（<u>危機管理政策課長</u>）</p> <p>対策本部長の主要な補佐者として、対策本部長の指示のもと、<u>事務局</u>の職務を統制する。</p> <p>○<u>原子力班長（原子力安全対策監）</u></p> <p><u>事務局内に原子力災害に関する応急対策を総括する原子力班を設置し、原子力班長が原子力に関する災害対策本部長の主要な補佐者として班員の職務を統制する。この際、事務局と密接に業務の連携を図る。</u></p> <p>○情報管理官</p> <p>災害対策本部長の指示のもと、情報業務を所掌する。また、その他、<u>災害対策本部長から指示のあった事務を行う。原子力班内の各チーム長</u>を指揮監督し、所掌事務を遂行する。</p>	<p>○東部振興監（島根原子力発電所） 略</p> <p>3. 県災害対策本部（原子力）事務局事務分掌</p> <p>○事務局長（<u>原子力安全対策監</u>）</p> <p>対策本部長の主要な補佐者として、対策本部長の指示のもと、<u>各班長等</u>の職務を統制する。</p> <p>○<u>原子力班長（原子力安全対策監）</u></p> <p><u>事務局内に原子力災害に関する応急対策を総括する原子力班を設置し、原子力班長が原子力に関する災害対策本部長の主要な補佐者として班員の職務を統制する。この際、事務局と密接に業務の連携を図る。</u></p> <p>○情報管理官</p> <p>対策本部長の指示のもと、情報業務を所掌する。また、その他、対策本部長から指示のあった事務を行う。<u>情報収集班長及び通信班長</u>を指揮監督し、所掌事務を遂行する。</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="159 1220 1028 1259">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 1259 320 1473">事務局</td> <td data-bbox="320 1259 1028 1473"> <u>1 原子力班及び各実施部の災害応急対策の総合調整に関すること</u>  <u>2 本部の子算に関すること</u>  <u>3 県現地災害対策本部に関すること</u>  <u>4 各機関のヘリコプターの調整、その他、輸送力の確保（自衛隊関係）に関すること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	事務分掌		事務局	<u>1 原子力班及び各実施部の災害応急対策の総合調整に関すること</u> <u>2 本部の子算に関すること</u> <u>3 県現地災害対策本部に関すること</u> <u>4 各機関のヘリコプターの調整、その他、輸送力の確保（自衛隊関係）に関すること</u>		
事務分掌						
事務局	<u>1 原子力班及び各実施部の災害応急対策の総合調整に関すること</u> <u>2 本部の子算に関すること</u> <u>3 県現地災害対策本部に関すること</u> <u>4 各機関のヘリコプターの調整、その他、輸送力の確保（自衛隊関係）に関すること</u>					

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 11 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li><u>5 国及び都道府県に対する連絡調整、応援要請に関する事</u></li> <li><u>6 各班及び県現地災害対策本部等への情報提供に関する事</u></li> <li><u>7 隣接県の災害対策本部設置状況及び被害状況の取りまとめに関する事</u></li> <li><u>8 原子力損害賠償に関する事</u></li> <li><u>9 国等との情報伝達手段の機能確保に関する事</u></li> <li><u>10 通信施設の保全および通信連絡の総括</u></li> <li><u>11 被災市町村の原子力災害対策の代行調整に関する事</u></li> <li><u>12 県外避難者に対する支援に関する事</u></li> <li><u>13 市町村が行う住民避難の支援に関する事</u></li> <li><u>14 被災住民の避難（避難時の食糧等の供与及び医療の提供等を除く）に関する事</u></li> <li><u>15 避難路及び緊急輸送路等の総合調整に関する事</u></li> <li><u>16 避難手段及び輸送手段の確保（緊急通行車両の申請手続きを含む）に関する事</u></li> <li><u>17 安否情報の問い合わせへの対応に関する事</u></li> <li><u>18 社会秩序の維持及び安全の確保（立入制限地域の設定及び危険物質の除去等を含む）に関する事</u></li> <li><u>19 飲食物の摂取制限に関する事</u></li> <li><u>20 要配慮者対策の総括に関する事</u></li> <li><u>21 その他、避難に関する総合調整に関する事</u></li> <li><u>22 その他災害対策に関する事</u></li> </ul>		
<p>原子力班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総括チーム</li> <li><u>1 県の原子力災害応急対策の基本方針の策定及び実施の総括に関する事</u></li> <li><u>2 原子力防災資機材の確保に関する事</u></li> <li><u>3 環境の除染に関する事</u></li> <li><u>4 災害廃棄物の処理に関する事</u></li> <li><u>5 国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部、原子力専門家会議との連絡調整に関する事</u></li> <li><u>6 原子力防災専門官、原子力災害合同対策協議会、鳥取県原子力安全顧問との連絡調整に関する事</u></li> <li><u>7 専門家の派遣要請に関する事</u></li> </ul>		



## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 11 日

修正案（平成 31 年 3 月）		修正前（平成 30 年 3 月）	備考				
<p><u>○応急対策チーム</u></p> <p><u>1 各事態区分に応じた防護措置の実施方針の作成に関するこ</u> <u>と</u></p> <p><u>2 その他原子力災害応急対策に関すること</u></p> <p><u>○モニタリングチーム</u></p> <p><u>1 緊急時モニタリングに関すること</u></p> <p><u>2 放射線測定調査に関すること</u></p> <p><u>3 環境の除染に関すること</u></p> <p><u>○プラントチーム</u></p> <p><u>1 プラント情報に関すること</u></p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名及び構成</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>総括班</u>  <u>○班長</u>  <u>原子力安全対策課長</u>  <u>○副班長</u>  <u>総務課長</u>  <u>危機管理政策課 課長補佐</u>  <u>○班員</u>  <u>危機管理政策課</u>  <u>元気づくり総本部、総務部、</u>  <u>地域振興部、観光交流局、</u>  <u>福祉保健部、生活環境部、</u>  <u>商工労働部、農林水産部、</u>  <u>県土整備部、会計管理者、</u>  <u>企業局、教育委員会、警察</u>  <u>本部</u> </td> <td> <u>1 災害応急対策の基本方針及び総合的</u>  <u>災害対策計画の企画に関すること。</u>  <u>2 各部、班の災害応急対策の総合調整に</u>  <u>関すること</u>  <u>3 本部の予算に関すること</u>  <u>4 防災会議との連絡調整に関すること</u>  <u>5 本部会議の運営及び記録に関するこ</u>  <u>と</u>  <u>6 本部長の命令指示の伝達に関するこ</u>  <u>と</u>  <u>7 事務局各班の連絡調整及び班長会議</u>  <u>に関すること</u>  <u>8 県現地災害対策本部に関すること</u>  <u>9 県現地災害対策本部長、被災市町村長</u>  <u>との連絡調整に関すること</u>  <u>10 自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁</u>  <u>への派遣要請及び受入、活動調整に関す</u>  <u>ること</u>  <u>11 防災関係機関との連絡調整に関する</u>  <u>こと</u>  <u>12 各機関のヘリコプターの調整、その</u>  <u>他、輸送力の確保（自衛隊関係）に関す</u>  <u>ること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	班名及び構成	事務分掌	<u>総括班</u> <u>○班長</u> <u>原子力安全対策課長</u> <u>○副班長</u> <u>総務課長</u> <u>危機管理政策課 課長補佐</u> <u>○班員</u> <u>危機管理政策課</u> <u>元気づくり総本部、総務部、</u> <u>地域振興部、観光交流局、</u> <u>福祉保健部、生活環境部、</u> <u>商工労働部、農林水産部、</u> <u>県土整備部、会計管理者、</u> <u>企業局、教育委員会、警察</u> <u>本部</u>	<u>1 災害応急対策の基本方針及び総合的</u> <u>災害対策計画の企画に関すること。</u> <u>2 各部、班の災害応急対策の総合調整に</u> <u>関すること</u> <u>3 本部の予算に関すること</u> <u>4 防災会議との連絡調整に関すること</u> <u>5 本部会議の運営及び記録に関するこ</u> <u>と</u> <u>6 本部長の命令指示の伝達に関するこ</u> <u>と</u> <u>7 事務局各班の連絡調整及び班長会議</u> <u>に関すること</u> <u>8 県現地災害対策本部に関すること</u> <u>9 県現地災害対策本部長、被災市町村長</u> <u>との連絡調整に関すること</u> <u>10 自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁</u> <u>への派遣要請及び受入、活動調整に関す</u> <u>ること</u> <u>11 防災関係機関との連絡調整に関する</u> <u>こと</u> <u>12 各機関のヘリコプターの調整、その</u> <u>他、輸送力の確保（自衛隊関係）に関す</u> <u>ること</u>	
班名及び構成	事務分掌						
<u>総括班</u> <u>○班長</u> <u>原子力安全対策課長</u> <u>○副班長</u> <u>総務課長</u> <u>危機管理政策課 課長補佐</u> <u>○班員</u> <u>危機管理政策課</u> <u>元気づくり総本部、総務部、</u> <u>地域振興部、観光交流局、</u> <u>福祉保健部、生活環境部、</u> <u>商工労働部、農林水産部、</u> <u>県土整備部、会計管理者、</u> <u>企業局、教育委員会、警察</u> <u>本部</u>	<u>1 災害応急対策の基本方針及び総合的</u> <u>災害対策計画の企画に関すること。</u> <u>2 各部、班の災害応急対策の総合調整に</u> <u>関すること</u> <u>3 本部の予算に関すること</u> <u>4 防災会議との連絡調整に関すること</u> <u>5 本部会議の運営及び記録に関するこ</u> <u>と</u> <u>6 本部長の命令指示の伝達に関するこ</u> <u>と</u> <u>7 事務局各班の連絡調整及び班長会議</u> <u>に関すること</u> <u>8 県現地災害対策本部に関すること</u> <u>9 県現地災害対策本部長、被災市町村長</u> <u>との連絡調整に関すること</u> <u>10 自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁</u> <u>への派遣要請及び受入、活動調整に関す</u> <u>ること</u> <u>11 防災関係機関との連絡調整に関する</u> <u>こと</u> <u>12 各機関のヘリコプターの調整、その</u> <u>他、輸送力の確保（自衛隊関係）に関す</u> <u>ること</u>						

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
	<p>13 <u>国及び都道府県に対する連絡調整、応援要請に関すること</u></p> <p>14 <u>各事態区分に応じた防護措置の実施方針の作成に関すること</u></p> <p>15 <u>その他災害対策に関すること</u></p>	
	<p><u>情報収集班</u></p> <p>○班長 <u>危機対策・情報課</u> <u>災害情報センター参事</u></p> <p>○副班長 <u>とっとり元気戦略課長</u> <u>政策法務課長</u></p> <p>○班員 <u>危機対策・情報課</u> <u>災害情報センター</u> <u>危機管理政策課</u> <u>元気づくり総本部、総務部、地域振興部、観光交流局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者、企業局、教育委員会、警察本部</u></p>	<p>1 <u>被災情報の収集及び集計に関すること</u></p> <p>2 <u>気象情報等の收受及び通報に関すること</u></p> <p>3 <u>生活情報の収集に関すること</u></p> <p>4 <u>被災地支援情報（ボランティア活動等を含む）の収集に関すること</u></p> <p>5 <u>市町村、消防局その他の防災関係機関の応急活動の把握に関すること</u></p> <p>6 <u>各班及び県現地災害対策本部等への情報提供に関すること</u></p> <p>7 <u>防災関係機関等に対する情報提供に関すること</u></p> <p>8 <u>隣接県の災害対策本部設置状況及び被害状況の取りまとめに関すること</u></p> <p>9 <u>原子力損害賠償に関すること</u></p>
	<p><u>通信班</u></p> <p>○班長 <u>危機対策・情報課</u> <u>情報システム担当 課長補佐</u></p> <p>○副班長 <u>情報システム担当 係長</u></p> <p>○班員 <u>情報システム担当</u></p>	<p>1 <u>国等との情報伝達手段の機能確保に関すること</u></p> <p>2 <u>通信施設の保全および通信連絡の総括</u></p> <p>3 <u>県災害対策本部の機器及び各種防災情報システム機器の管理</u></p> <p>4 <u>ヘリコプターテレビシステムの運用</u></p> <p>5 <u>通信回線の確認</u></p> <p>6 <u>ファクシミリ送信等他班の支援</u></p>
	<p><u>広報班</u></p>	<p>1 <u>新聞、テレビ、ラジオ等による情報の伝達に関すること</u></p>

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
	<p>○班長  <u>広報課長</u>  ○副班長  <u>県民課長</u>  ○班員  <u>広報課職員</u>  <u>県民課職員</u>  <u>災害情報センター</u></p>	<p>2 <u>知事の呼びかけ等テレビ、ラジオによる特別広報に関すること</u>  3 <u>知事発表、資料提供等報道機関への対応に関すること</u>  4 <u>被災市町村、その他の者の要請に基づく広報に関すること</u>  5 <u>災害応急対策の広報に関すること</u>  6 <u>対策の進捗状況等を記録するための写真等の収集整理に関すること</u>  7 <u>報道機関の取材調整に関すること</u>  8 <u>消費者保護対策及び物価対策に係る情報提供に関すること</u>  9 <u>風評被害の影響の軽減に関すること</u>  10 <u>発災時以降における県民等からの被害情報、ボランティア活動等の問い合わせへの対応に関すること</u></p>
	<p>渉外班  ○班長  <u>とっとり元気戦略課長</u>  ○副班長  <u>財政課長</u>  ○班員  <u>元気づくり総本部、総務部</u></p>	<p>1 <u>政府及び国会に対する要望書等の作成に関すること</u>  2 <u>政府及び国会の視察団の視察に関すること</u>  3 <u>激甚災害法の各部調整に関すること</u>  4 <u>県議会との連絡調整に関すること</u></p>
	<p>活動支援班  ○班長  <u>消防防災課長</u>  ○副班長  <u>人事企画課長</u>  <u>情報政策課長</u>  ○班員  <u>消防防災課</u>  <u>元気づくり総本部、総務部、地域振興部、観光交流局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農</u></p>	<p>1 <u>被災市町村の支援、調整に関すること</u>  2 <u>市町村相互間の応援に係る調整の総括に関すること</u>  3 <u>被災市町村の原子力災害対策の代行調整に関すること</u>  4 <u>県外避難者に対する支援に関すること</u>  5 <u>県災害対策本部の庶務に関すること</u>  6 <u>県災害対策本部に係る執務室の確保に関すること</u>  7 <u>災害対策要員の確保及び勤務ローテーションに関すること</u></p>

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成31年3月11日

修正案（平成31年3月）	修正前（平成30年3月）	備考
	<p>林水産部、県土整備部、会計管理者、企業局、教育委員会、警察本部</p> <p>8 災害対応職員、県有管理施設職員及び県有管理施設の安全の確保に関すること</p> <p>9 災害対応要員の食糧等及び宿泊先の確保に関すること</p> <p>10 通信・連絡体制（防災行政無線を除く）の確保に関すること</p> <p>11 県有車両の運用に関すること（土木作業用車両を除く）</p> <p>12 事務用品、備品の管理、補給に関すること</p> <p>13 県職員等及び県管理施設の被害の集計等に関すること</p>	
	<p>救護班</p> <p>○班長 福祉保健課長</p> <p>○副班長 業務効率推進課長 住まいまちづくり課長 教育総務課長</p> <p>○班員 消防防災課 総務部、観光交流局、福祉保健部、生活環境部、県土整備部、教育委員会</p> <p>1 避難所等の開設、運営及び避難所等における通信設備の確保に関すること</p> <p>2 応急救助（避難施設の供与、医療等の提供、学用品の供与、埋葬・火葬、死体の処理、通信設備の提供及び被災住宅の応急修理等）の実施に関すること</p> <p>3 災害救助法（市町村への事務委任手続きを含む）の適用及び実施に関すること</p> <p>4 医療情報の防災関係機関及び医療関係機関への提供に関すること</p> <p>5 医療及び医薬品の確保に関すること</p> <p>6 医療救護対策本部の編成及び設置（支援）に関すること</p> <p>7 保健衛生の確保に関すること</p> <p>8 要配慮者対策に関すること</p> <p>9 被災住宅の応急修理等に関すること</p> <p>10 ライフラインの確保に関すること</p> <p>11 動物（家庭動物（ペット）に限る）の健康管理に関すること</p>	
	<p>物資班</p> <p>○班長 くらしの安心推進課長</p> <p>○副班長</p> <p>1 応急救助（食糧、生活関連物資等の供与等）の実施に関すること</p> <p>2 食糧、生活関連物資等の確保に関すること（協定締結等）</p>	



## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）		備考
	<u>通商物流課長</u> <u>生産振興課長</u> <u>集中業務課長</u> <u>〇班員</u> <u>消防防災課</u> <u>福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、会計管理者</u>	<u>3 食糧、生活関連物資の輸送に関する</u> <u>と</u> <u>4 義捐金（物資）及び支援物資の受入及</u> <u>び配分に関する</u> <u>こと</u> <u>5 被災者等に対する資金等のあつせん</u> <u>等に関する</u> <u>こと</u>	
	<u>住民避難・安全班</u> <u>〇班長</u> <u>危機対策・情報課危機管理専門官</u> <u>〇副班長</u> <u>地域振興課長、交通政策課長、技術企画課長、県警警備第二課長</u> <u>〇班員</u> <u>危機対策・情報課</u> <u>元気づくり総本部、総務部、地域振興部、観光交流局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者、企業局、教育委員会、警察本部</u>	<u>1 市町村が行う住民避難の支援に関する</u> <u>こと</u> <u>2 被災住民の避難（避難時の食糧等の供与及び医療の提供等を除く）に関する</u> <u>こと</u> <u>と</u> <u>3 避難路及び緊急輸送路等の確保に関する</u> <u>こと</u> <u>4 避難手段及び輸送手段の確保（緊急通行車両の申請手続きを含む）に関する</u> <u>こと</u> <u>と</u> <u>5 安否情報の問い合わせへの対応に関する</u> <u>こと</u> <u>6 応急救助（被災者の捜索・救助、死体の捜索）に関する</u> <u>こと</u> <u>7 社会秩序の維持及び安全の確保（立入制限地域の設定及び危険物質の除去等を含む）に関する</u> <u>こと</u> <u>8 飲食物の摂取制限に関する</u> <u>こと</u> <u>9 県警本部との連絡調整に関する</u> <u>こと</u> <u>10 その他、避難に関する総合調整に関する</u> <u>こと</u>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<p>2～3 略</p> <p>4. 応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p>(1) 応援要請</p> <p>県は、必要に応じて、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。</p> <p>県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町村から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。</p> <p>県は、必要に応じて、<u>原子力</u>事業者に対し、応援要請を行うものとする。</p> <p>県警察は、必要に応じて、警察庁を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>5. 自衛隊の派遣要請等</p> <p>知事は、国の原子力災害対策本部設置前<u>等</u>で自衛隊の原子力災害派遣が行われていない場合において、自衛隊の<u>災害</u>派遣要請の必要があると認める場合又</p>	<p><u>原子力班（モニタリングチーム、プラントチーム）</u></p> <p><u>○班長</u></p> <p><u>原子力安全対策課 課長補佐</u></p> <p><u>○副班長</u></p> <p><u>水・大気環境課長</u></p> <p><u>循環型社会推進課長</u></p> <p><u>○班員</u></p> <p><u>原子力安全対策課</u></p> <p><u>水・大気環境課</u></p> <p><u>循環型社会推進課</u></p> <p><u>その他生活環境部</u></p> <p><u>元気づくり総本部、総務部、地域振興部、観光交流局、福祉保健部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者、企業局、教育委員会、警察本部</u></p> <p>2～3 略</p> <p>4. 応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p>(1) 応援要請</p> <p>県は、必要に応じて、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。</p> <p>県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町村から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。</p> <p>県は、必要に応じて、<u>電力</u>事業者に対し、応援要請を行うものとする。</p> <p>県警察は、必要に応じて、警察庁を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>5. 自衛隊の派遣要請等</p> <p>知事は、国の原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は市町村長から要請があった場合は、直ちに派遣を要請</p>	<p>1 <u>県の原子力災害応急対策の実施の総括に関すること</u></p> <p>2 <u>原子力防災資機材の確保に関すること</u></p> <p>3 <u>環境の除染に関すること</u></p> <p>4 <u>災害廃棄物の処理に関すること</u></p> <p>5 <u>国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部、原子力専門家会議との連絡調整に関すること</u></p> <p>6 <u>原子力防災専門官、原子力災害合同対策協議会、鳥取県原子力安全顧問との連絡調整に関すること</u></p> <p>7 <u>専門家の派遣要請に関すること</u></p> <p><u>○モニタリングチーム</u></p> <p>1 <u>緊急時モニタリングに関すること</u></p> <p>2 <u>放射線測定調査に関すること</u></p> <p>3 <u>環境の除染に関すること</u></p> <p><u>○プラントチーム</u></p> <p>1 <u>プラント情報に関すること</u></p>

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<p>は市町村長から災害派遣の要請の要求があった場合は、直ちに派遣を要請するものとする。</p> <p>また、国の原子力災害対策本部長又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。</p> <p><b>6. 原子力被災者生活支援チームとの連携</b></p> <p>国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目処として、必要に応じて、国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。</p> <p>県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p> <p><b>7. 防災業務関係者の安全確保</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 防護対策</p> <p>① 県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）、保健医療福祉対策本部長は、EMCの長と連携し、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、直読式個人線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>また、県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）は、市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、直読式個人線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>② 略</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 県の本部の放射線防護を担う班は、保健医療福祉対策本部及び原子力災害</p>	<p>するものとする。</p> <p>また、国の原子力災害対策本部長又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。</p> <p><b>6. 原子力被災者生活支援チームとの連携</b></p> <p>国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目処として、必要に応じて、国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、内閣府特命担当大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。</p> <p>県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p> <p><b>7. 防災業務関係者の安全確保</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 防護対策</p> <p>① 県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）、医療救護対策本部長は、EMCの長と連携し、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、直読式個人線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>また、県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）は、市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、直読式個人線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>② 略</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 県の本部の放射線防護を担う班は、医療救護対策本部及び原子力災害医療</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成31年3月11日

修正案（平成31年3月）	修正前（平成30年3月）	備考
<p>医療に係る医療チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、原子力災害医療に係る医療チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>(4) 安全対策</p> <p>① 県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</p> <p>また、人形峠環境技術センターの対策に関しては、放射線に対する安全対策に加え、六フッ化ウランが大気に漏えいした際に大気中で発生する気体のフッ化水素への対応のため、あらかじめフッ化水素検知器の整備を行うものとする。</p> <p><b>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</b></p> <p><b>1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施</b></p> <p>県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。</p> <p><u>なお、複合災害が発生した場合においては人命の安全を第一とし、第4章の複合災害の対応をとるものとする。</u></p> <p>(1) 島根原子力発電所において県が実施する対策</p> <p>① 略</p> <p>② 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難が指示された場合は、島根県の要請に基づき、必要な住民避難の受入れを行うものとする。</p> <p>また、県は、国の要請又は独自の判断により、関係周辺市に対し屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、その他県内市町村に対し、関係周辺市が行う防護措置の準備への協力の要請並びに必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</p> <p><u>併せて</u>、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋</p>	<p>に係る医療チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、原子力災害医療に係る医療チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>(4) 安全対策</p> <p>① 県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</p> <p>また、人形峠環境技術センターの対策に関しては、放射線に対する安全対策に加え、六フッ化ウランが大気に漏えいした際に発生するフッ化水素ガスへの対応のため、あらかじめフッ化水素検知器の整備を行うものとする。</p> <p><b>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</b></p> <p><b>1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施</b></p> <p>県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。</p> <p>(1) 島根原子力発電所において県が実施する対策</p> <p>① 略</p> <p>② 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難が指示された場合は、島根県の要請に基づき、必要な住民避難の受入れを行うものとする。</p> <p>また、県は、国の要請又は独自の判断により、関係周辺市に対し屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、その他県内市町村に対し、関係周辺市が行う防護措置の準備への協力の要請並びに必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</p> <p><u>また</u>、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<p>内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>県及び関係周辺市は、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際は、県及び関係周辺市は国と緊密な連携を行うものとする。</p> <p>一方で、県及び関係周辺市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したUPZ内の避難等の対象地域や対象者の数等を含む避難等の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や災害対策本部等の間で認識の共有を図るものとされている。</p> <p>③～⑤ 略</p> <p>⑥ 県は、専用車両等の手配が必要な<b>避難行動要支援者</b>等の避難に関して、屋内退避の可能期間を考慮した上で放射線防護対策を実施した病院等医療機関、社会福祉施設等における一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。また、在宅の<b>避難行動要支援者</b>の避難についても、これら病院等医療機関、社会福祉施設等での一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。</p> <p>なお、県は放射線防護対策を実施した施設等に対し、屋内退避の実施に必要な支援を行うものとし、当該施設等の備蓄が不足した場合に備え、必要な補給が行えるよう、関係機関との供給確保に向けた仕組みづくりを構築するとともに、状況により放射線防護対策施設から避難させるための手段等についても検討するものとする。</p> <p>また、県は、屋内退避後に放射線防護対策施設に設置した放射線測定器の測定結果を考慮し、避難受入施設の確保、避難車両の確保等について、関係機関と調整の上、避難等の判断を行うものとする。</p> <p>⑦～⑩ 略</p> <p>(2) 人形峠環境技術センターに<b>対して</b>県が実施する対策略</p>	<p>退避又は避難のための立退きの勧告又は指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>県及び関係周辺市は、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際は、県及び関係周辺市は国と緊密な連携を行うものとする。</p> <p>一方で、県及び関係周辺市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したUPZ内の避難等の対象地域や対象者の数等を含む避難等の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や災害対策本部等の間で認識の共有を図るものとされている。</p> <p>③～⑤ 略</p> <p>⑥ 県は、専用車両等の手配が必要な<b>要配慮者</b>等の避難に関して、屋内退避の可能期間を考慮した上で放射線防護対策を実施した病院等医療機関、社会福祉施設等における一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。また、在宅の<b>要配慮者</b>の避難についても、これら病院等医療機関、社会福祉施設等での一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。</p> <p>なお、県は放射線防護対策を実施した施設等に対し、屋内退避の実施に必要な支援を行うものとし、当該施設等の備蓄が不足した場合に備え、必要な補給が行えるよう、関係機関との供給確保に向けた仕組みづくりを構築するとともに、状況により放射線防護対策施設から避難させるための手段等についても検討するものとする。</p> <p>また、県は、屋内退避後に放射線防護対策施設に設置した放射線測定器の測定結果を考慮し、避難受入施設の確保、避難車両の確保等について、関係機関と調整の上、避難等の判断を行うものとする。</p> <p>⑦～⑩ 略</p> <p>(2) 人形峠環境技術センターに<b>おいて</b>県が実施する対策略略</p>	



## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<p>2～3 略</p> <p>4. 避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施  (1)～(6) 略  <u>(7) 外国人や高齢者、障がい者等の要配慮者の不安を払拭するため、多言語表記やイラスト、やさしい日本語を用いた検査方法等の説明資料などを用い、検査及び簡易除染を実施する。</u></p> <p>5～6 略</p> <p>7. 要配慮者等への配慮  (1) 県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、放射線防護対策施設の活用、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。<u>特に避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設に屋内退避することものとする。</u>また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。  なお、要配慮者については、きめ細やかな対応等について、配慮するものとする。  (2)～(3) 略  <u>(4) 在宅の避難行動要支援者については、あらかじめ定められた避難先へ移送することとするが、避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた近隣の屋内退避施設へ移送するものとする。</u>  <u>(5) 県及び関係機関は、外国人に係る災害対応として、外国語やさしい日本語による避難誘導を行うものとする。</u></p> <p>8. 学校等施設における避難措置  学校等施設において、<u>児童生徒等の在校時に原子力災害が発生し、児童生徒等の保護者への引き渡し等が完了する前に</u>避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に<u>児童生徒等を避難させるものとする。</u>また、<u>児童生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき児童生徒等を</u></p>	<p>2～3 略</p> <p>4. 避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施  (1)～(6) 略  <u>(新設)</u></p> <p>5～6 略</p> <p>7. 要配慮者への配慮  (1) 県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、放射線防護対策施設の活用、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。  なお、要配慮者については、きめ細やかな対応等について、配慮するものとする。  (2)～(3) 略  <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u></p> <p>8. 学校等施設における避難措置  学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡す</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 1 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<p>保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p>9～12 略</p> <p>第 5 節～第 6 節 略</p> <p>第 7 節 緊急輸送活動 1 略</p> <p>2. 緊急輸送のための交通確保 (1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針 県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して<u>道路渋滞把握対策、交通誘導対策、交通広報対策、交通規制対策</u>を行うものとする。交通規制対策の実施にあたっては、<u>主要交差点における信号機操作等により</u>、緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。 また、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 運転士等の安全確保 県は、避難業務に従事する者の安全を確認し、運送事業者が避難者の輸送を要請するものとする。輸送にあたっては、国等と協力し運送事業者等から派遣された運転士等の被ばく管理や資機材等の提供など運転士等の安全に配慮するものとする。 このため、県は運送事業者が運転士等の被ばく管理するために必要な個人線量計、マスク、防護服等を整備するとともに、<u>緊急時における当該資機材の受け渡し方法及び連絡手段等の確保等</u>について検討し、併せて避難業務に従事する者等に対する研修を実施するものとする。</p> <p>第 8 節 救助・救急、消火及び医療活動 1 略 2. 医療活動等 (1)～(2) 略 (3) 県は、必要に応じて、国の原子力災害現地対策本部<u>又は原子力災害医療・</u></p>	<p>るものとする。</p> <p>9～12 略</p> <p>第 5 節～第 6 節 略</p> <p>第 7 節 緊急輸送活動 1 略</p> <p>2. 緊急輸送のための交通確保 (1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針 県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して<u>交通規制等</u>を行うものとする。交通規制の実施にあたっては、緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。 また、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 運転士等の安全確保 県は、避難業務に従事する者の安全を確認し、運送事業者が避難者の輸送を要請するものとする。輸送にあたっては、国等と協力し運送事業者等から派遣された運転士等の被ばく管理や資機材等の提供など運転士等の安全に配慮するものとする。 このため、県は運送事業者が運転士等の被ばく管理するために必要な個人線量計、マスク、防護服等を整備するとともに、連絡手段等の確保について検討し、併せて避難業務に従事する者等に対する研修を実施するものとする。</p> <p>第 8 節 救助・救急、消火及び医療活動 1 略 2. 医療活動等 (1)～(2) 略 (3) 県は、必要に応じて、<u>速やかに拠点となる原子力災害医療機関又は</u>国の原</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成31年3月11日

修正案（平成31年3月）	修正前（平成30年3月）	備考								
<p><u>総合支援センター（広島大学）</u>に対し、原子力災害医療に係る医療チーム等の派遣について要請するものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 県は、<u>保健医療福祉</u>対策本部において、原子力災害医療全般を統括する原子力災害医療調整官を配置するとともに、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づき、医療活動等を実施するものとする。</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p><b>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</b></p> <p>流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられることから、これらに適切に対応できる体制を整備する。</p> <p>なお、広報活動の際には、外国人、<u>高齢者、障がい者等</u>にもわかりやすい「やさしい日本語」の使用や外国語への自動翻訳を前提とした表現を使用するとともに、音声読み上げ機能による視覚障がい者等への情報伝達を行うとともに<u>チラシ又は掲示物等を作成する際にイラストを使用したり文字の大きさを工夫したりするなど、情報が的確に伝わるよう</u>配慮するものとする。</p> <p>また、速報性を有しない避難生活関連情報等の提供については、新聞による広報等を実施するものとする。</p> <p><b>1. 住民等への情報伝達活動</b></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><b>表3-6 報道機関への広報事項</b></p> <table border="1" data-bbox="161 1141 1016 1460"> <thead> <tr> <th>事象</th> <th>広報事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トラブル状況（異常情報・事故情報）、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の発生時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の概要</li> <li><u>事故の発生時刻と概要</u></li> <li>事故等の状況（発生日時、場所、概要、経過、今後の見通し）<u>と今後の予測</u></li> <li>環境への影響（モニタリング結果）</li> <li><u>原子力発電所における対応状況</u></li> <li>傷病者の発生状況</li> <li>県の対応状況（現地確認、本部体制、本部会議の開催等）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	事象	広報事項	トラブル状況（異常情報・事故情報）、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の概要</li> <li><u>事故の発生時刻と概要</u></li> <li>事故等の状況（発生日時、場所、概要、経過、今後の見通し）<u>と今後の予測</u></li> <li>環境への影響（モニタリング結果）</li> <li><u>原子力発電所における対応状況</u></li> <li>傷病者の発生状況</li> <li>県の対応状況（現地確認、本部体制、本部会議の開催等）</li> </ul>	<p>子力災害現地対策本部に対し、原子力災害医療に係る医療チーム等の派遣について要請するものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 県は、<u>医療救護</u>対策本部において、原子力災害医療全般を統括する原子力災害医療調整官を配置するとともに、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づき、医療活動等を実施するものとする。</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p><b>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</b></p> <p>流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられることから、これらに適切に対応できる体制を整備する。</p> <p>なお、広報活動の際には、外国人にもわかりやすい「やさしい日本語」の使用や外国語への自動翻訳を前提とした表現を使用するとともに、音声読み上げ機能による視覚障がい者等への情報伝達にも配慮するものとする。</p> <p>また、速報性を有しない避難生活関連情報等の提供については、新聞による広報等を実施するものとする。</p> <p><b>1. 住民等への情報伝達活動</b></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><b>表3-6 報道機関への広報事項</b></p> <table border="1" data-bbox="1050 1141 1906 1460"> <thead> <tr> <th>事象</th> <th>広報事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トラブル状況（異常情報・事故情報）、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の発生時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の概要</li> <li>事故等の状況（発生日時、場所、概要、経過、今後の見通し）</li> <li>環境への影響（モニタリング結果）</li> <li>傷病者の発生状況</li> <li>県の対応状況（現地確認、本部体制、本部会議の開催等）</li> <li>住民への周知事項</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	事象	広報事項	トラブル状況（異常情報・事故情報）、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の概要</li> <li>事故等の状況（発生日時、場所、概要、経過、今後の見通し）</li> <li>環境への影響（モニタリング結果）</li> <li>傷病者の発生状況</li> <li>県の対応状況（現地確認、本部体制、本部会議の開催等）</li> <li>住民への周知事項</li> </ul>	
事象	広報事項									
トラブル状況（異常情報・事故情報）、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の概要</li> <li><u>事故の発生時刻と概要</u></li> <li>事故等の状況（発生日時、場所、概要、経過、今後の見通し）<u>と今後の予測</u></li> <li>環境への影響（モニタリング結果）</li> <li><u>原子力発電所における対応状況</u></li> <li>傷病者の発生状況</li> <li>県の対応状況（現地確認、本部体制、本部会議の開催等）</li> </ul>									
事象	広報事項									
トラブル状況（異常情報・事故情報）、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の概要</li> <li>事故等の状況（発生日時、場所、概要、経過、今後の見通し）</li> <li>環境への影響（モニタリング結果）</li> <li>傷病者の発生状況</li> <li>県の対応状況（現地確認、本部体制、本部会議の開催等）</li> <li>住民への周知事項</li> </ul>									

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成31年3月11日

修正案（平成31年3月）		修正前（平成30年3月）		備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への周知事項（とるべき行動等）</li> <li>・避難対象区域及び屋内退避区域</li> </ul>			
避難生活段階、復帰段階、生活支援段階情報	略	避難生活段階、復帰段階、生活支援段階情報	略	
<p>2. 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>(1) 県は、国、市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じて、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を機動的に拡充するものとする。</p> <p>(2) 略</p>		<p>2. 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>(1) 県は、国、市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じて、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。</p> <p>(2) 略</p>		
第10節 略		第10節 略		
<p>第11節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>(1) 県は、県の庁舎等の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するものとする。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては児童生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>(2)～(3) 略</p>		<p>第11節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>(1) 県は、県の庁舎等の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するものとする。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>(2)～(3) 略</p>		
第12節 略		第12節 略		
<p><u>第4章 複合災害対策</u></p> <p><u>第1節 基本方針</u></p> <p>本章は、複合災害時の体制及び災害応急対策について定めるものである。  <u>複合災害時における防護措置は、第3章の防護措置を基本としつつ、避難経路、避難手段、避難先等への影響を考慮した防護措置を行う。</u></p> <p><u>第2節 複合災害に備えた体制の整備</u></p> <p><u>1. 災害対策本部の体制</u></p> <p>県は、複合災害においては、状況が流動的であることから、あらかじめ定め</p>		<p><u>(新設)</u></p>		

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 11 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<p><u>た避難計画を基礎として、状況に応じた対応をするとともに、原子力災害と自然災害の発生を想定し、両災害に共通する情報収集、意志決定、指示・調整について一元化を図り、迅速かつ的確な対応を行う。</u></p> <p><b>2. 応急体制の整備</b></p> <p><u>県は、国と連携し、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。</u></p> <p><u>また、災害発生に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。</u></p> <p><b>3. 緊急時モニタリング体制の整備</b></p> <p><u>県は、自然災害等による道路等の被災、固定観測局や資機材等の被災及び要員の不足等に備えて、代替手段や活動体制等の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>県は、複合災害時においても、緊急時モニタリングに支障がないよう電源の強化、耐震性が確保された固定監視局の整備に努めるものとする。</u></p> <p><b>4. 複合災害を想定した訓練</b></p> <p><u>県は、複合災害を想定した訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しを行うものとする。</u></p> <p><b>第3節 避難、屋内退避等の防護措置の実施</b></p> <p><b>1. 避難、屋内退避等の対応方針</b></p> <p><u>(1) 自然災害と原子力災害との複合災害時を想定した避難・屋内退避の基本的な考え方</u></p> <p><u>複合災害が発生した場合においては人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動等をとることを基本とする。</u></p> <p><u>具体的には、避難が必要となった場合であっても、大雪・台風等により気象庁から警報等が発表され、外出することで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せず、安全が確保されるまでは屋内退避を優先する。その後、天候の</u></p>		



## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 11 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<p><u>回復等により安全の確保ができた場合は避難を実施する。</u></p> <p><u>(2) 初期対応段階での避難等の検討</u></p> <p><u>複合災害時には、屋内退避、避難等に時間を要するなど、避難の困難性が増すことが予想されるため、県は、関係周辺市町と連携して、防護措置について先行的な検討を行うものとする。</u></p> <p><u>また、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、県、関係周辺市町の独自の判断で避難指示を行うものとする。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 被災状況に応じた避難、屋内退避等の検討</u></p> <p><u>避難、屋内退避等の防護措置は、第 3 章第 4 節を基本としたうえで、複合災害時における道路や避難施設等の被災状況に応じて、避難、屋内退避等を検討するものとする。</u></p> <p><u>(4) 複合災害により屋内退避等ができない場合の考え方</u></p> <p><u>ア 地震との複合災害の場合</u></p> <p><u>地震により家屋の倒壊、相次ぐ余震の発生等により家屋による屋内退避が困難な場合には、コンクリート屋内退避施設、関係周辺市町の近隣の指定緊急避難場所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。その上で、仮に、近隣の避難所に収容できない場合には、地震による影響がない避難所を、U P Z 内外を含め選定し、避難させるなど、状況に応じ柔軟に対応するものとする。</u></p> <p><u>なお、避難及び屋内退避にあたっては、避難経路の閉塞、地震火災の発生等にも留意し、避難経路の選定、避難誘導等を行うものとする。</u></p> <p><u>イ 津波との複合災害の場合</u></p> <p><u>津波警報等の発表により避難指示が発表されている場合には、津波による人命へのリスクを回避するため、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難するものとする。</u></p> <p><u>その後、当該津波避難指示の解除等津波に対する安全が確保された後に、地域の放射線量や避難手段確保状況等を踏まえつつ、計画上の避難先への避難や一時移転を実施するものとする。</u></p> <p><u>ウ 暴風雪等との複合災害の場合</u></p> <p><u>暴風雪等により人命へのリスクが極めて高い場合には、自宅等の安全が確保できる場所で屋内退避するものとし、原子力災害に対する避難行動よりも暴風雪等に対する避難行動を優先するものとする。</u></p>		



## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 11 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<p><u>その後、暴風雪等に対する安全が確保された後に、地域の放射線量や避難手段確保状況等を踏まえつつ、計画上の避難先への避難や一時移転を実施するものとする。</u></p> <p><b>2. 避難誘導時の配慮</b></p> <p><u>(1) 危険箇所の情報提供</u></p> <p><u>県は、住民等の避難誘導にあたっては、関係周辺市町及び受入市町村と協力し、複合災害時の建築物、ブロック塀等の倒壊や道路の冠水等による事故等の危険性について、十分注意するよう、周辺住民、自主防災組織、消防機関及び県警察への情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 関係機関等の協力</u></p> <p><u>県は、関係周辺市町が行う要配慮者及び一時滞在者の避難誘導に際しては、周辺住民、自主防災組織、消防機関及び県警察等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう配慮するものとする。</u></p> <p><b>3. 広域避難体制</b></p> <p><u>(1) 避難所等の被害状況把握</u></p> <p><u>県は、複合災害時に避難所等の被害が想定されるときは、関係周辺市町を通じて、その状況を迅速に把握するものとする。</u></p> <p><u>(2) 受入市町村の協力</u></p> <p><u>県は、関係周辺市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入市町村に対し、収容施設の供与と開設及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。</u></p> <p><u>(3) 避難経路</u></p> <p><u>避難経路については、あらかじめ計画した避難経路を通ることとするが、道路の被災状況に応じて対応するものとする。</u></p> <p><u>(4) 避難先での地域コミュニティの維持</u></p> <p><u>県は、避難先について、地域コミュニティの維持に着目し、努めて同一地区を同一地域内にまとめて指定するよう関係周辺市町に助言するものとする。</u></p> <p><u>(5) 避難等の長期化による物資の確保等</u></p> <p><u>県は、関係周辺市町及びその他防災関係機関と協力し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、家庭動物（ペット）のためのスペースの確保について対策を実施する。</u></p> <p><u>(6) 避難所における情報提供</u></p>		

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 11 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<p>県は、関係周辺市町と協力し、避難所等において情報を的確に住民に伝達するものとする。</p> <p><u>(7) 応急仮設住宅の供給</u></p> <p>県は、関係周辺市町と協力し、災害のため、住家が全焼、全壊、流失、又は住家に直接被害がなくとも長期にわたり自らの住家に居住できない場合で、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅を供給する。</p> <p><b>第4節 屋内退避時における物資の備蓄・供給体制</b></p> <p>県は、複合災害時においては、人命の安全確保を最優先に、差し迫った危険に対する避難等を優先して実施するものとし、避難等が適切に行えるよう、県はあらかじめ物資等の備蓄を行うとともに、屋内退避中に物資が枯渇する場合に備え、物資の備蓄・供給体制を整備する。</p> <p>なお、万が一原子力災害による屋内退避中に、物資の枯渇によりその継続が困難となった場合には、人命の安全確保を最優先とする観点から、その区域における放射線量等を考慮しつつ、近隣の安全が確保できる場所やあらかじめ定められている避難先へ速やかに移動し避難することとする。</p> <p><b>第5節 緊急輸送活動体制の確立</b></p> <p><b>1. 代替輸送道路の確保</b></p> <p>県は、複合災害時の道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、関係周辺市町、受入市町村、県警察、道路管理者、指定地方行政機関等と協力し、道路の通行状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて迂回路の設定、避難経路の変更、道路啓開等を行う。</p> <p><b>2. 車両等の確保等</b></p> <p>県は、関係周辺市町、受入市町村及びその他防災関係機関と協力し、状況の進展に備えて即時に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行うものとする。</p> <p><b>3. 代替輸送手段の調整</b></p> <p>県は、災害の状況を勘案し、海上輸送やヘリコプター輸送等も含めた輸送手段の調整を行うものとする。</p>		

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 31 年 3 月 11 日

修正案（平成 31 年 3 月）	修正前（平成 30 年 3 月）	備考
<p><b>第 6 節 救助・救急、消火及び医療活動</b></p> <p>県は、関係周辺市町、消防機関、県警察等と連携し、複合災害時の救助・救急、消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請するとともに、必要に応じて国に対し広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置を要請するものとする。</p> <p>また、複合災害時の道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送計画を作成する。</p> <p><b>第 7 節 住民等への的確な情報伝達活動</b></p> <p><b>1. 原子力発電所情報の定期的な広報</b></p> <p>県は、国、関係周辺市町と連携し、複合災害時の初動期においては、原子力発電所に異常がない場合でも、その旨を定期的に広報するものとする。</p> <p><b>2. 情報伝達手段の確保</b></p> <p>県は、複合災害時に情報伝達手段の機能喪失が想定される場合は、必要に応じて代替手段を検討し、確実に情報が伝達できるよう努めるものとする。</p> <p><b>3. 広域的な情報提供</b></p> <p>県は、事故の影響が広域的に及ぶときには、必要に応じて、事故の状況等について、県内全市町村、中国地方知事会構成県、関西広域連合へ速やかに連絡するものとする。</p> <p><b>第 5 章 原子力災害中長期対策</b></p> <p>第 1 節～第 13 節 略</p>	<p><b>第 4 章 原子力災害中長期対策</b></p> <p>第 1 節～第 13 節 略</p>	